

七ヶ浜町 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



2026(令和8)年3月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	4
第2章 地球温暖化対策をめぐる動向	5
1. 国際社会の主な動向	6
2. 国の主な動向	8
3. 宮城県の主な動向	10
4. 本町の上位・関連計画やこれまでの取組	11
第3章 本町の地域特性と温室効果ガス排出・吸収量などの状況	15
1. 本町の地域特性	16
2. 温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計	31
3. 温室効果ガス吸収量の算定	34
4. 再生可能エネルギー導入ポテンシャル推計	36
第4章 本町の将来像と基本方針	39
1. 将来像	40
2. 基本方針	44
第5章 町域における地球温暖化対策	45
1. 温室効果ガス排出量削減目標	46
2. 目標達成に向けた施策	47
3. ロードマップ	66

第6章 計画の推進体制と進行管理..... 67

1. 計画の推進体制 68
2. 計画の進行管理 68

参考資料

1. 計画策定の体制及び経過
2. 用語集

本文中の「＊」が付いている単語については、参考資料の用語集に説明を記載しています。

本計画は(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和 6 年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)を使って作成しました。



第 1 章

計画の基本的事項



- 1. 計画策定の目的
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画の対象
- 4. 計画の期間

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

「七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、地球温暖化対策の推進にあたり、町民や事業者、町(行政)の各主体の役割を明確にし、温室効果ガス排出量の削減目標と目標達成のための施策や取組の詳細を示すことを目的としています。

2. 計画の位置付け

(1) 法的根拠

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」として位置付けられた計画です。

(2) 位置付け

温対法では、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項を定める計画(いわゆる区域施策編)を策定することについて、都道府県、指定都市等に対して義務付けているとともに、中核市未満の市町村に対しても、策定に努めることとされています。本計画では、国や県が目指す方向性である「脱炭素社会の実現」と、SDGs(持続可能な開発目標)*の理念を考慮した、地球温暖化対策に関する具体的な施策等を示すとともに、「七ヶ浜町長期総合計画」、「七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」をはじめとした様々な計画との整合を図ります。

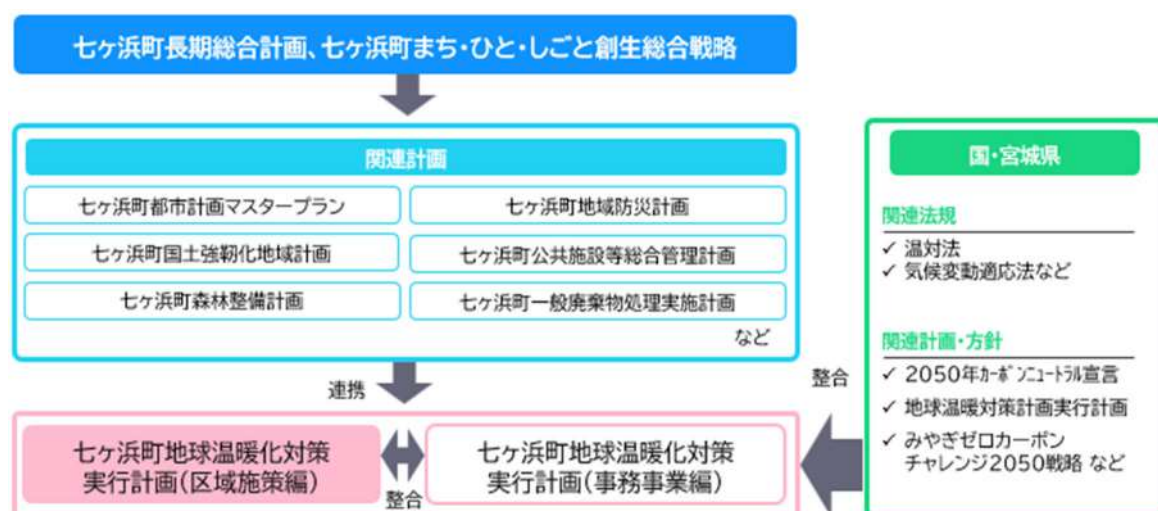


図 1-1 本計画の位置付け

3. 計画の対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象地域は、本町全域とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において規定されている7種類の温室効果ガスのうち、町全体の温室効果ガス排出量を把握する際は、日本の温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)のみを対象とします。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	概要	対象
二酸化炭素(CO ₂)	電気、灯油、ガソリンなどの使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。	○
メタン(CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵などから排出される。また、自動車の走行や一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立などからも排出される。	—
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用などによって排出される。	—
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時などに排出される。	—
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造・溶剤などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出される。	—
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気設備の絶縁ガス、半導体の製造などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出される。	—
三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	—

出典：環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定・実施マニュアル(詳細版(旧・本編)) Ver.2.1」

(3) 対象とする範囲

本計画において温室効果ガス排出量の削減を目指す部門・分野は、以下のとおりです。

表 1-2 対象とする部門・分野

ガスの種類	部門・分野		説明
エネルギー 起源CO ₂ *	産業部門	製造業	製造業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出。
		建設業・ 鉱業	建設業・鉱業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出。
		農林水産業	農林水産業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出。
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、いずれの部門にも 帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。
	運輸部門	旅客自動車	旅客自動車におけるエネルギー消費に伴う排出。
		貨物自動車	貨物自動車におけるエネルギー消費に伴う排出。
非エネルギー 起源CO ₂ *	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴う排出。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編）） Ver.2.1」

4. 計画の期間

本計画の期間は、2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間とします。また、環境や社会情勢などの変化などにあわせて、必要に応じて見直しを行います。本計画期間は2035(令和17)年度までとしますが、地球温暖化対策計画に則り、2030(令和12)年度を中間目標年度、2040(令和22)年度を中期的な目標年度とし、2050(令和32)年カーボンニュートラル*達成を長期的な目標として設定します。

なお、基準年度は、地球温暖化対策計画と整合性を図るため、2013(平成25)年度とします。



図 1-2 本計画の期間



第2章

地球温暖化対策を巡る動向

- 1. 国際社会の主な動向
- 2. 国の主な動向
- 3. 宮城県の主な動向
- 4. 本町の上位・関連計画やこれまでの取組

第2章 地球温暖化対策をめぐる動向

1. 国際社会の主な動向

(1) COP(国連気候変動枠組条約締約国会合)*

COP とは、「Conference of the Parties」の略で、「締約国会議」と訳されます。2023(令和 5)年 11 月時点で 198 か国・地域が気候変動に関する課題を解決するために、この COP に締結・参加しています。

2015(平成 27)年 11 月に開催された COP21 では、2020(令和 2)年以降の気候変動に関する国際的な枠組であるパリ協定*が採択され、「異常気象など気候変動による悪影響を最小限に抑えるために、産業革命前からの気温上昇幅を、2℃を十分下回る水準で維持することを目標とし、さらに 1.5℃に抑える努力をすること」が掲げられました。

また、パリ協定において、全ての締約国が、温室効果ガスの排出削減目標などを「NDC(国が決定する貢献)*」として作成し、5 年ごとに提出・更新することが義務付けられました。

(2) SDGs(持続可能な開発に向けた世界共通目標)

SDGs とは、持続可能な開発に向けた世界共通目標(Sustainable Development Goals)の略で、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」に記載された、2030(令和 12)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標を指します。

2001(平成 13)年に策定された MDGs(ミレニアム開発目標)*の後継として、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。

17 のゴール、168 のターゲットから構成され、「エネルギー」「気候変動」「海洋資源」に関連するゴールも含まれています。



出典：国際連合広報センター

図 2-1 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

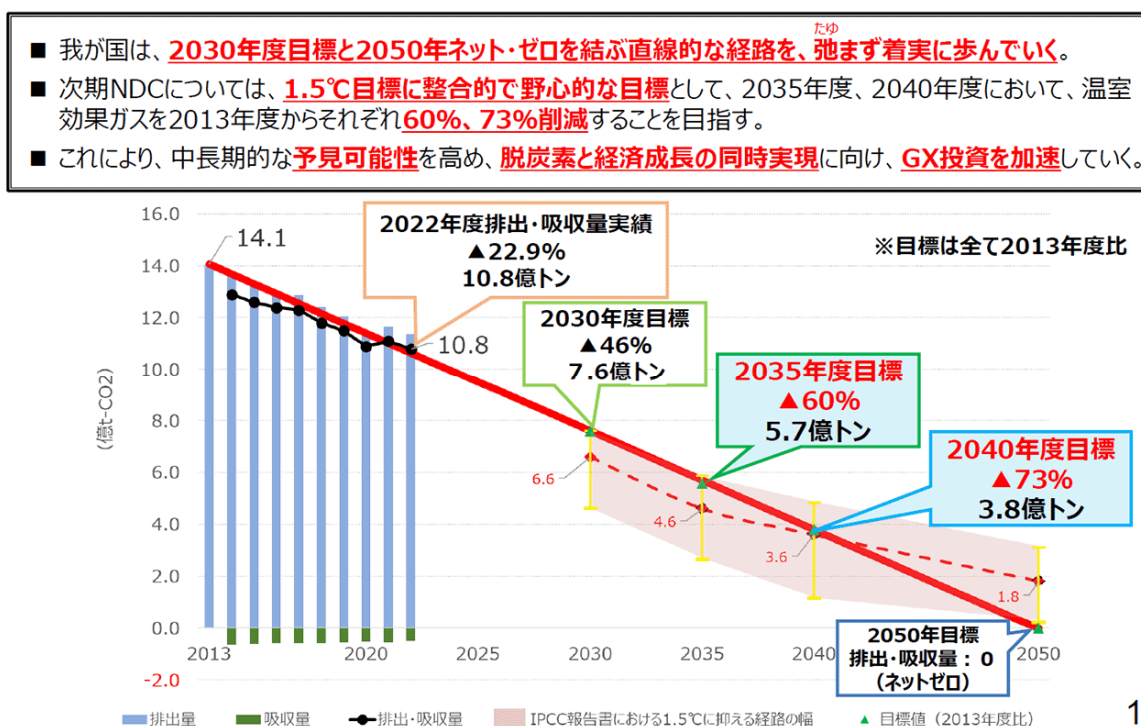
2. 国の主な動向

(1) カーボンニュートラル宣言と「地球温暖化対策計画」の改定

2020(令和2)年10月、政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

これを受け、翌年の2021(令和3)年4月には、「2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030(令和12)年には2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦する」という目標が表明されました。同年10月、これらの目標を達成するための具体的な施策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が改定されました。

さらに、2025(令和7)年2月、前述のパリ協定に基づき、各国が5年ごとに提出するNDCの更新の一環として、同計画が再度改定されました。この改定では、2030(令和12)年から2050(令和32)年に向けた着実な道筋を示すため、新たな中間目標が追加されました。2013年度を基準とし、温室効果ガス排出量を「2035(令和17)年度に60%削減」、「2040(令和22)年度に73%削減」というものです。この政府の方針に基づき、地方公共団体もそれぞれの実行計画において、同様の削減目標を策定することが望まれています。



出典：内閣官房・環境省・経済産業省「地球温暖化対策計画の概要」

図 2-3 「地球温暖化対策計画」改定の概要

(2) 地域脱炭素の考え方

地域脱炭素という考え方は、2021(令和3)年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」内で提唱された、脱炭素への取組によって地域課題の解決や地方創生を目指す地域の成長戦略のことをいいます。

脱炭素を単純な地球温暖化対策と考えるのではなく成長の機会として捉え、自治体・地域企業・住民などの地域関係者それぞれが主役となり、今ある技術を使って再エネなどの地域資源を最大限活用することで、地域経済の循環や防災・暮らしの質の向上を同時に解決し、地方創生に貢献するという考え方です。



出典：環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」

図 2-4 地域脱炭素の考え方

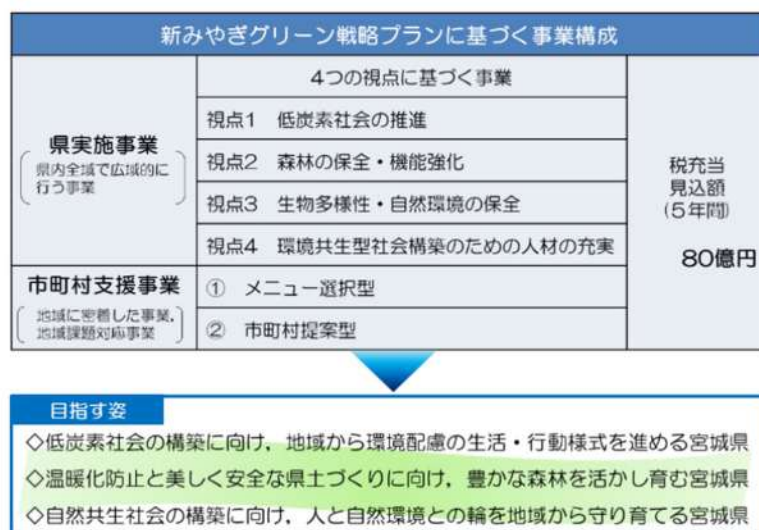
3. 宮城県の主な動向

(1) みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略

「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」は、国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速化する中、県内でも温暖化対策を計画的に進捗させるための計画として策定されました。この戦略は、「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」「宮城県環境保全率先実行計画(事務事業編)」「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」「地域気候変動適応計画」の4つの計画を整理・統合するものとして位置付けられています。また、「2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を基準年度比50%削減」及び「2050年のカーボンニュートラルの実現」を目標として掲げ、目標達成のための取組施策として「再生可能エネルギー等の利用促進」、「事業者・住民の削減活動促進」、「地域環境の整備」等を実施することとしています。

(2) みやぎ環境税

「みやぎ環境税」は、地球温暖化などの喫緊の環境課題に対応し、宮城県の自然豊かな環境を次世代に引き継いでいくための財源として2011(平成23)年から導入されました。この財源は、環境施策の実施又は拡充のために活用されており、実施する環境施策の方向性は「新みやぎグリーン戦略プラン」に示されています。この指針に基づき、県実施事業と市町村支援事業が行われています。このうち市町村支援事業は、次の2種類があります。ひとつは、公共施設のLED化などの事業メニューの中から市町村が選択して実施する「メニュー選択型事業」で、もうひとつは市町村が取組内容を提案して実施する「市町村提案型事業」です。



出典:宮城県「みやぎ環境税」の活用実績と今後の在り方」

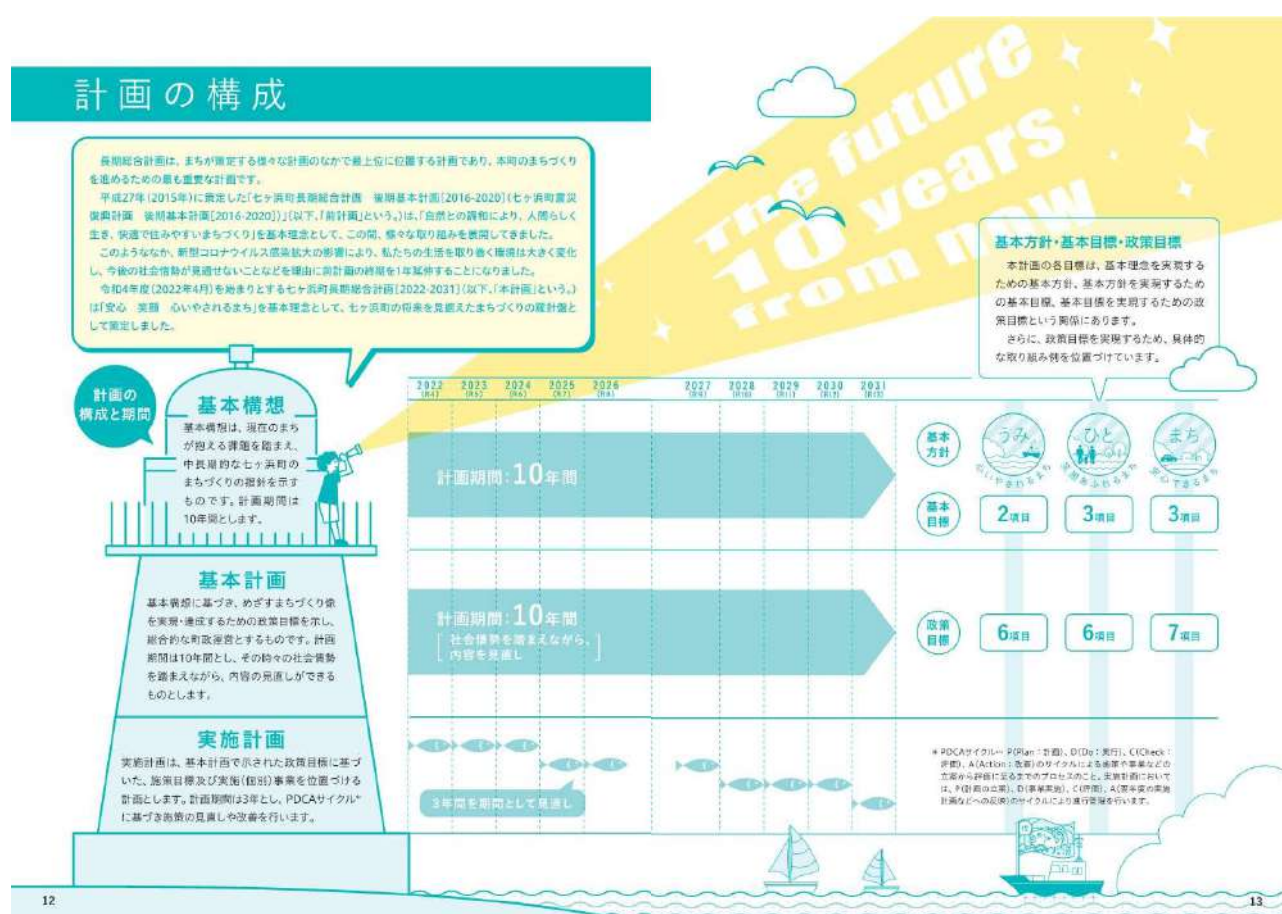
図 2-5 新みやぎグリーン戦略プランの概要

4. 本町の上位・関連計画やこれまでの取組

(1) 七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]の策定

本町は、2022(令和4)年4月に、「七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]」を策定しました。この総合計画は、「安心 笑顔 心いやされるまち」を将来像、「うみ ひと まち」を基本方針の軸とし、本町の将来を見据えたまちづくりの羅針盤として策定しています。

基本目標の中には、本町が持つ豊かな自然と関連付けた取組や、省エネルギーや3R*の推進、気候変動による災害に備えた防災力の向上など、まちの脱炭素化に向けた目標も記載しています。



出典:七ヶ浜町「七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]詳細版(分割版)」

図 2-6 七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031](一部抜粋)

(2) 七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

本町は、2019(令和元)年に、2019(令和元)年度から2030(令和12)年度までの12年間の計画期間とした「七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。この計画では、本町が行う全ての事務事業を対象として、温室効果ガス総排出量の削減に関する目標や取組が記載されています。目標に向けた取組の中には、公共施設のLED化の推進や、太陽光発電設備及び蓄電池の導入、公用車としての電気自動車や低燃費車の導入などの取組が掲げられています。

2024(令和6)年には中間検証を行い、2030(令和12)年度における温室効果ガスの目標削減量を、基準年度比「40%削減」であったものから、より高い「50%削減」へと変更しました。

(3) 本町の地球温暖化対策に関するこれまでの取組

1) 出前セミナーによる環境学習

本町では生涯学習センターを拠点に、暮らし・教育・防災・経済・環境等に関する多種多様な分野の出前講座を開催しています。参加者 10 人以上、1 か月前の申し込みで出前講座の注文が可能で、無料で開催しています。

過去には、地球温暖化対策に関する講座として、リサイクルに関するセミナーや、火力発電所と太陽光発電所を見学しエネルギーについて学ぶセミナー等を実施しました。

2) しちがはまクリーンサポートプログラム

しちがはまクリーンサポートプログラムとは、町が町民や事業者と協働で「ごみのないきれいな町づくり」を進めるためのアドプト・プログラム*です。アドプト・プログラムとは、ボランティア団体が特定の区域(海浜、公園、道路など)を「養子」のように見立て、愛情を持って定期的な清掃活動を行うことです。

町は、申請された活動場所や内容を審査し、「クリーンサポーター認定書」を交付します。その際、ごみの処理方法など相互の役割を明確にするため、町とサポーターの間で「覚書」を取り交わします。認定後、サポーターは安全に十分配慮しながら清掃活動に取り組み、町は資材の提供や広報などを通じて活動を支援し、環境美化の輪を広げていきます。

現在は環境ボランティア団体や、地元企業、サークル等の 28 団体が登録されています。サポーターと町が連帯し、七ヶ浜町をより「きれいなまち」にするための活動を推進します。

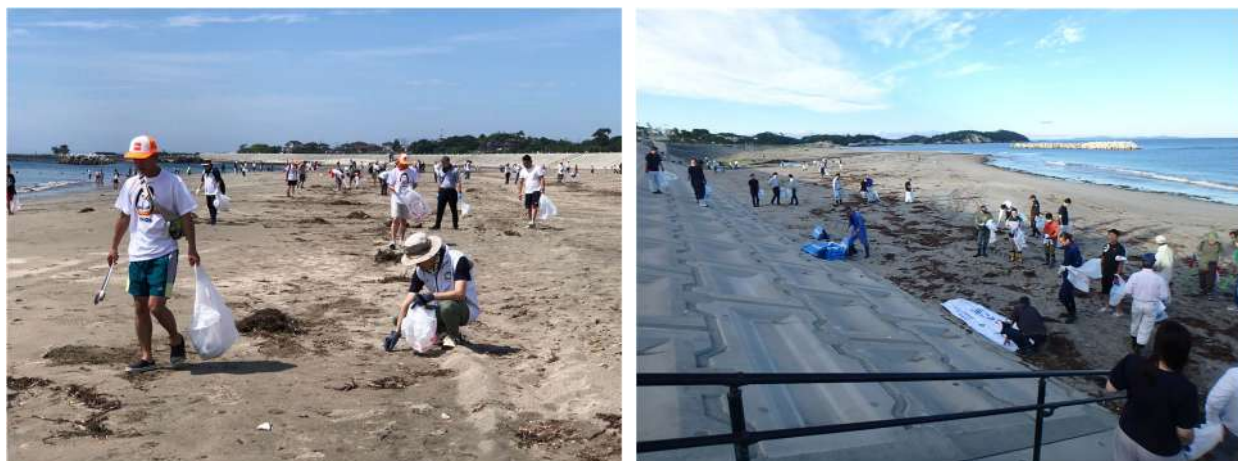


図 2-7 しちがはまクリーンサポートプログラムによる清掃の様子

3) しちがはま環境大賞の実施

本町では美しいまちづくりを推進するため、毎年「しちがはま環境大賞」を実施しています。環境美化・環境保全を目的とした活動や作品が表彰の対象となっています。

環境美化・保全部門では、公共地域のポイ捨てごみ回収や、公共地域の不法投棄ごみ収集、省エネの実践活動・普及活動等が対象に、作品部門では、環境美化活動・ごみ減量・温暖化対策などをテーマとした作文や絵や標語が対象になります。

標語部門の応募作品のうち、受賞された作品の一部は「色別ゴミ収集一覧表(ごみ出し分別カレンダー)」「ライフカレンダー」に掲載されるほか、応募された作品は、町の公共施設に展示されます。

4) 菖蒲田海水浴場におけるブルーフラッグ国際認証制度の取得

菖蒲田海水浴場は、2023(令和5)年6月に東北地方では初、全国では8番目にブルーフラッグ認証(ビーチ)を受けました。それ以降、毎年実施される審査にクリアし、2025(令和7)年度まで3年連続でブルーフラッグ認証を受けています。

菖蒲田海水浴場では、「きれいな海」を保つための海水浴場開設期間の毎日の清掃活動や、「安心安全な海」にするためのライフセーバー・監視員・看護師・運営スタッフの常駐、「ユニバーサルな海」にするための外国語対応スタッフの配置や海用車椅子、バリアフリーシャワーの整備等に取り組んでいます。また、海水浴場の開設前には全スタッフを対象とした講習会を実施するとともに、年間を通して、ペットマナー講座やビーチクリーン等の機会を活用して「海の環境教育」を定期的に実施しています。



出典：七ヶ浜町観光協会「ブルーフラッグ菖蒲田海水浴場」

図 2-8 ブルーフラッグのロゴ(左)及び菖蒲田海水浴場における清掃の様子

第3章

本町の地域特性と

温室効果ガス排出・吸収量などの状況



1. 本町の地域特性

2. 温室効果ガス排出量の現況推計

3. 温室効果ガス吸収量の算定

4. 再生可能エネルギー導入ポテンシャル推計

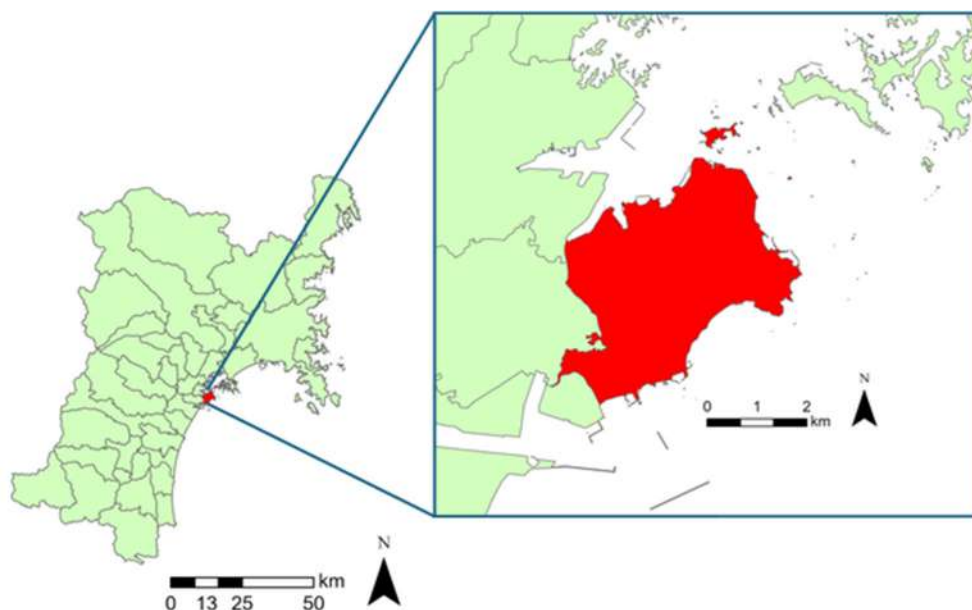
第3章 本町の地域特性と温室効果ガス排出・吸収量などの状況

1. 本町の地域特性

(1) 位置・地勢

本町は、宮城県の中心部仙台市の東側に位置し、東西約4.7km、南北約5.7km、総面積は13.19km²、周囲27.8kmの、東北地方で最も面積が小さい町です。南は太平洋、西は塩竈市、多賀城市、仙台市と接し、三方が海に面した正方形に近い半島状の形状をしています。

町の中央部がなだらかな丘陵地帯となっており、海岸部に向けて放射状に傾斜した地形のため、起伏の変化に富んでいます。また、日本三景松島の一角を成し、町内の東部が「県立自然公園松島」、海岸線に沿って「特別名勝松島」の指定を受けるなど、自然環境や恵まれた景観が特徴です。



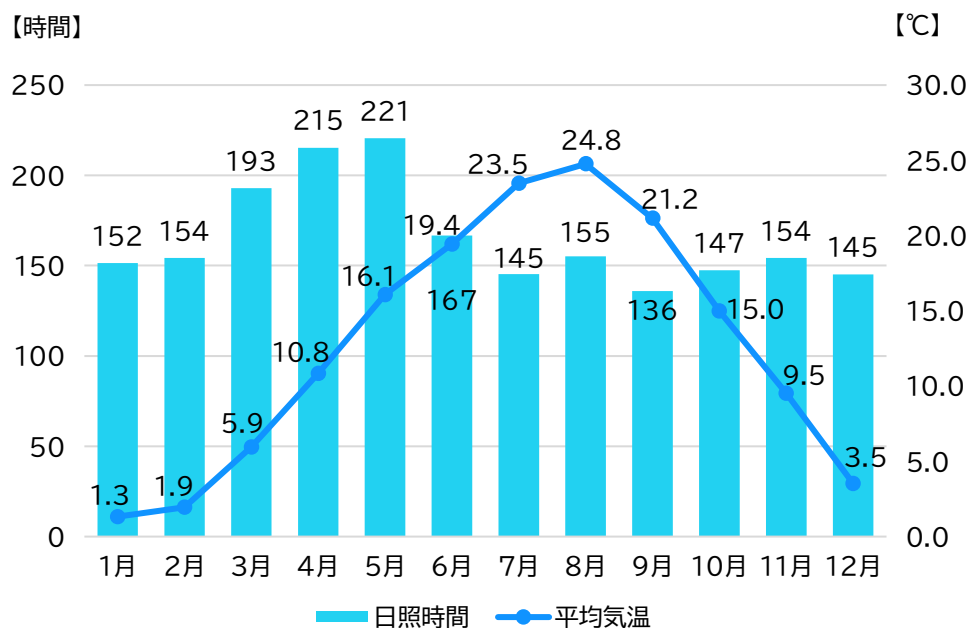
出典：国土数値情報(2025(令和7)年)

図 3-1 本町の位置図

(2) 気候

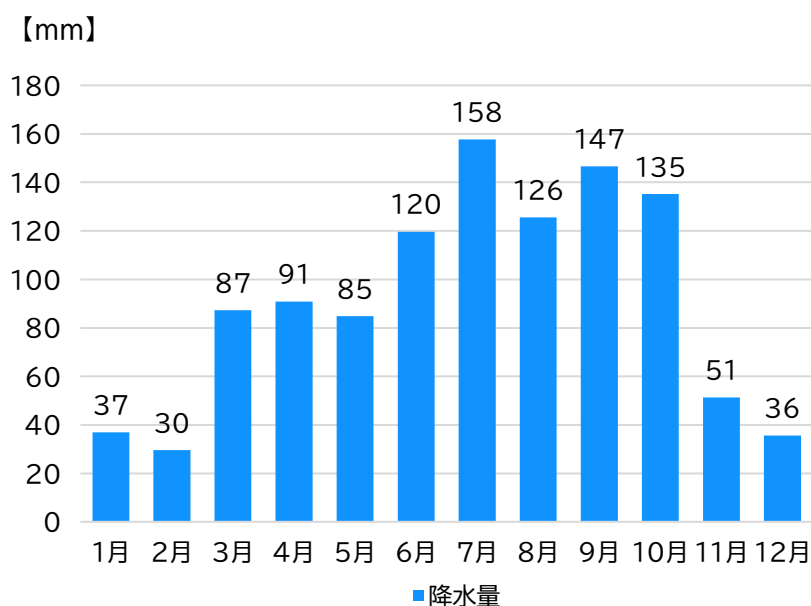
本町は、大部分の地域が海を臨む海洋性気候に属し、8月の平均気温 24.8℃、年間平均気温 12.8℃と、1 年を通して涼しい気候が特徴です。

また、降水量は年間を通して少ないものの、梅雨の時期である 6 月及び 7 月から 10 月にかけては冬期よりも降水量が多く、それに伴って日照時間は冬期と同程度になっています。



出典：気象庁(アメダス気象観測所データ)(2014(平成 26)年～2024(令和 6)年)

図 3-2 日照時間と平均気温



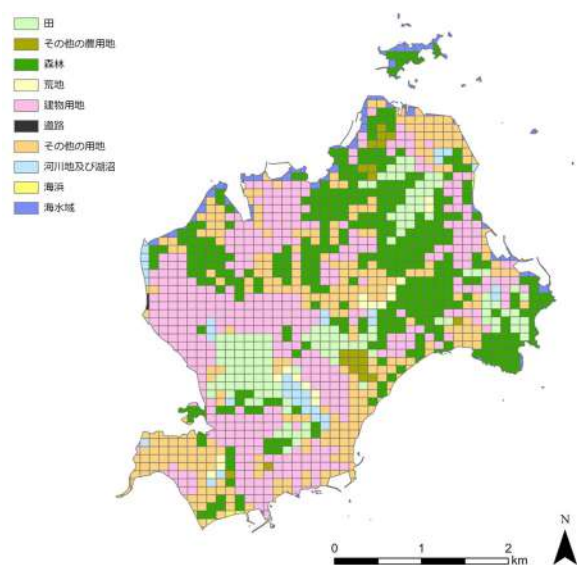
出典：気象庁(アメダス気象観測所データ)(2014(平成 26)年～2024(令和 6)年)

図 3-3 降水量

(3) 土地利用

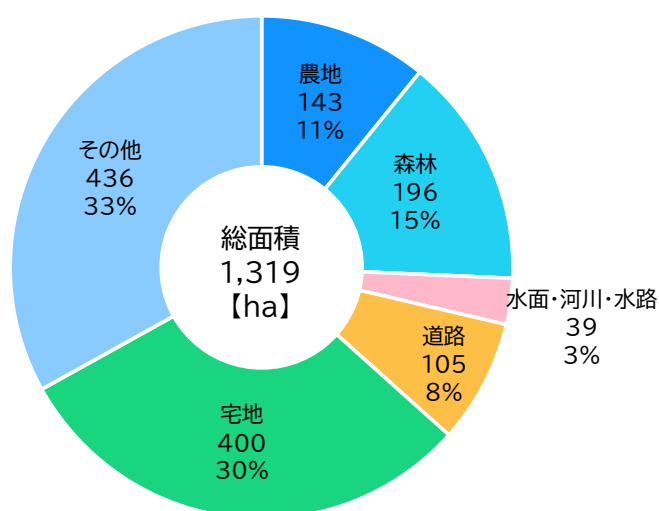
本町は、西側を中心に建物用地が広がり、東側は森林が広がっています。森林は松林を主とし、海岸沿いと丘陵地に分布しており、丘陵の上部の平地や緩斜面は畑、標高の低い平地は水田として利用され、住宅地は海岸沿いの平地や丘陵端部の緩斜面に立地しています。

「令和6年度土地利用の現状と施策の概要(宮城県国土利用計画管理運営資料)」によると、宅地(30%)が最も大きく占めており、次いで森林(15%)、農地(11%)ととなっています。



出典：国土交通省「国土数値情報：土地利用細分メッシュデータ」

図 3-4 土地利用状況(2021(令和3)年)



出典：宮城県「令和6年度土地利用の現状と施策の概要(宮城県国土利用計画管理運営資料)」

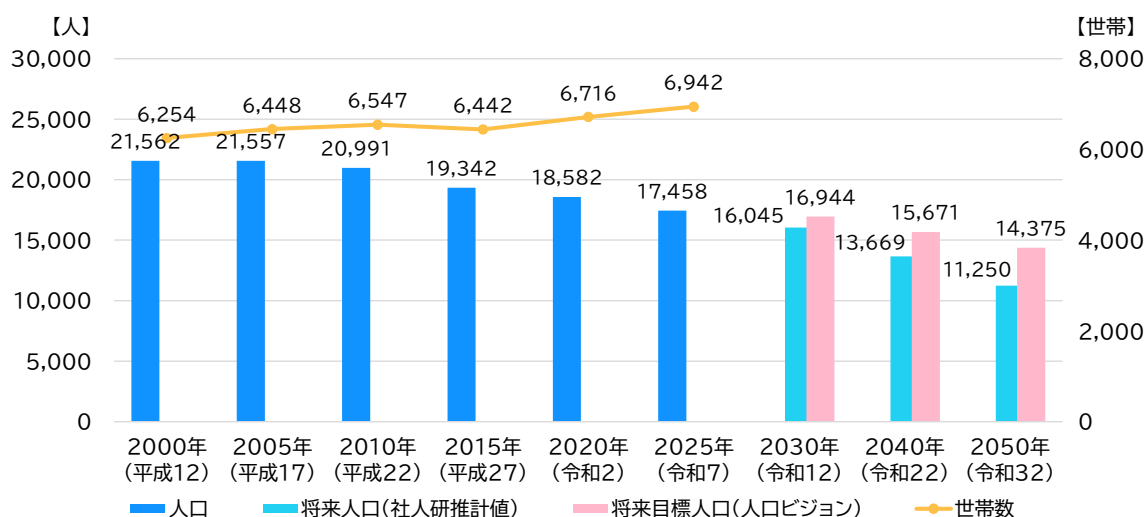
図 3-5 土地利用割合(2024(令和6)年)

(4) 人口・世帯数

本町の人口は、2025(令和7)年4月時点で17,458人です。これは2000(平成12)年からの25年間で20%減少したことになります。その一方で、世帯数は増加傾向にあり、同じ期間に11%増加しています。

次に、本町の将来の人口について、国立社会保障・人口問題研究所では、2050(令和32)年には11,250人まで減少し、2025(令和7)年比で約35%減少すると予測しています。

こうした状況を踏まえ、本町では「七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]」に基づき、人口減少の緩和に向けた取組を進めており、2050(令和32)年において14,375人の人口維持を目指しています。



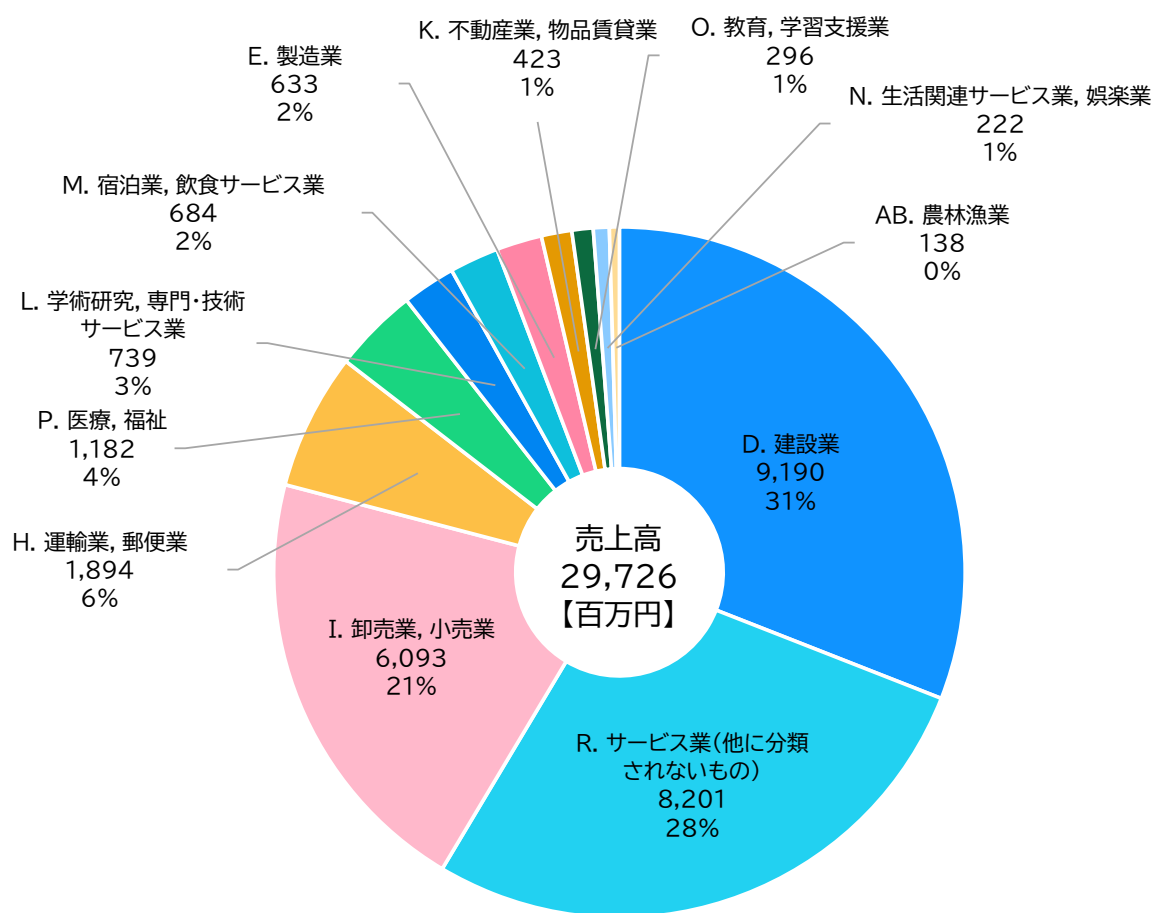
出典：人口及び世帯数：七ヶ浜町「住民基本台帳」、
七ヶ浜町「七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]」、
国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

図 3-6 総人口・世帯数の推移

(5) 産業

本町の産業別の売上高は、2021(令和3)年時点で、D.建設業(31%)が最も高く、次に R. サービス業(28%)、I.卸売業・小売業(21%)と続いています。

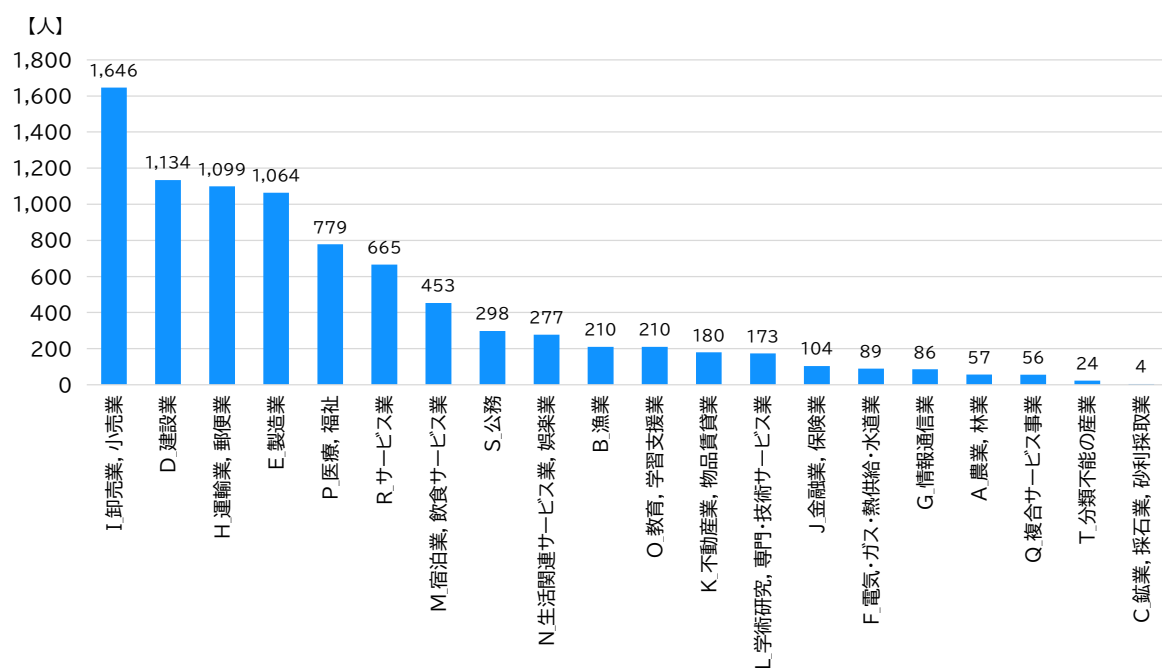
また、2020(令和2)年度時点における町内の従業者数は 8,608 人です。産業別の内訳は、I.卸売業・小売業が 1,646 人と最も多く、次に D.建設業が 1,134 人、H.運輸業・郵便業が 1,099 人となっています。



出典: RESAS - 地域経済分析システム

「2021 年産業大分類別に見た事業所と従業者数(企業単位)、産業別売上高」

図 3-7 産業別の売上高



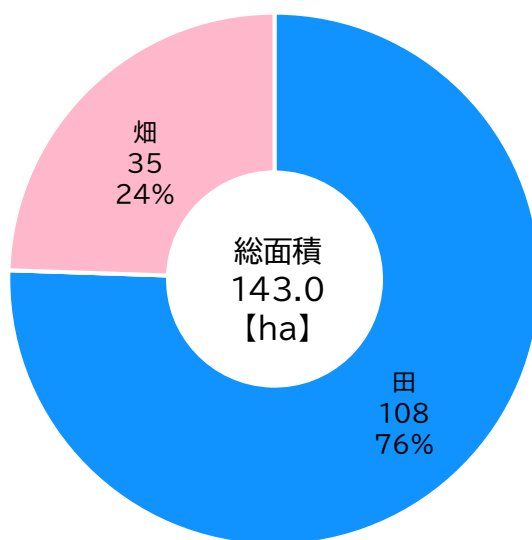
出典：令和2年度国勢調査「就業状態等基本集計」

図 3-8 産業別の従業者数

1) 農業

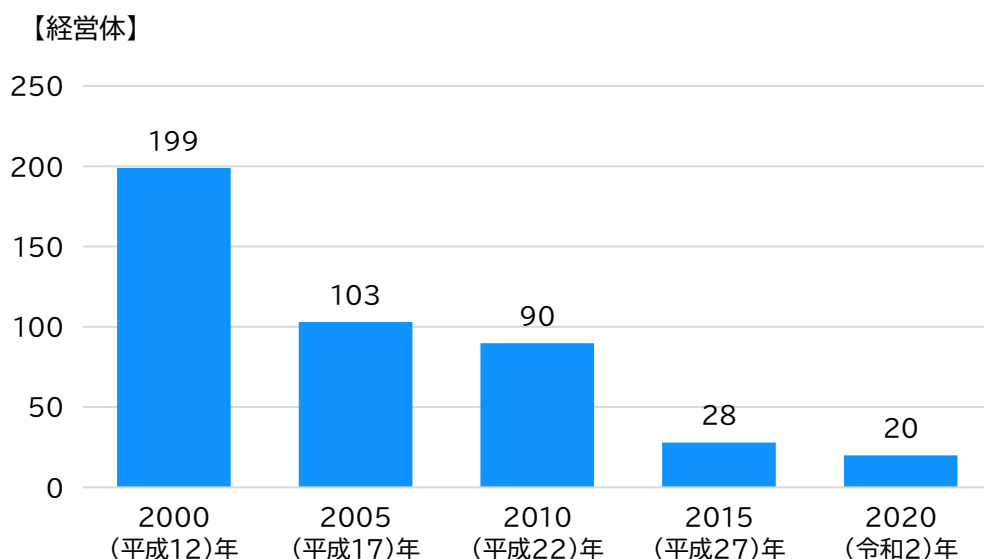
宮城県の「土地利用の現況と施策の概要」によると、町内で農地利用されている経営耕地面積は約 143ha で、田が 108ha、畑が 35ha です。農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加が見込まれます。

経営耕地面積のうち、58%は田として、18%は畑として利用されています。農業経営体数は、2000(平成12)年から2020(令和2)年までの20年間で約90%も減少し、20経営体となりました。



出典：宮城県「令和7年度土地利用の現状と施策の概要(宮城県国土利用計画管理運営資料)」

図 3-9 経営耕作面積の割合(2025(令和7)年)



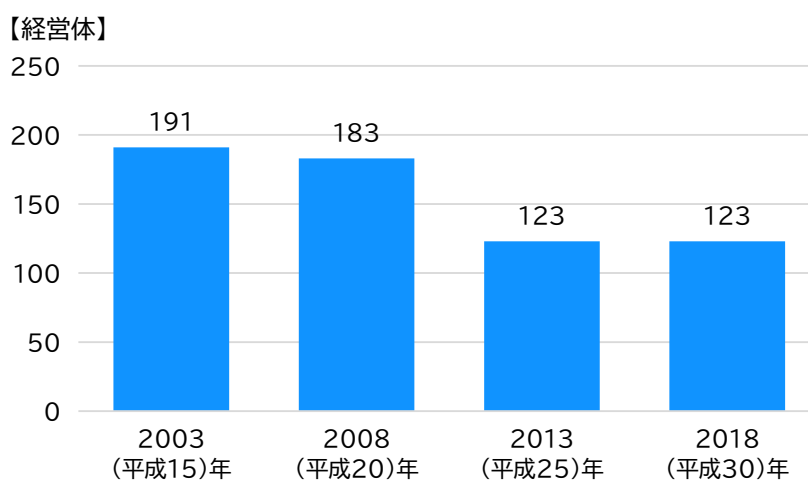
出典：農林水産省「農林業センサス」

図 3-10 農業経営体数の推移

2) 漁業

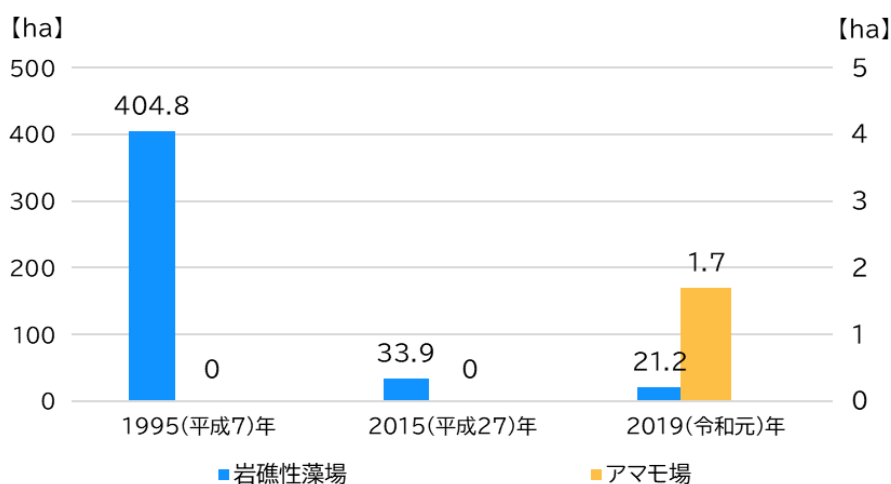
海に囲まれた本町は、昔から漁業のまちとして栄えてきました。近年でも、ノリの養殖業や刺網などによる沿岸漁業が営まれています。本町の漁業経営体数は、2003(平成15)年から2018(平成30)年にかけて約36%も減少しました。2008(平成20)年から2013(平成25)年の5年間では、東日本大震災の影響もあり60経営体も減少しています。

本町における岩礁性(ホンダワラ類、コンブ類など)藻場面積は、1995(平成7)年と、2019(令和元)年を比較すると、約95%も減少している一方で、アマモ場は2019(令和元)年に1.7ha 増えています。その理由の一つとして、東日本大震災直後に NPO 団体などによるアマモの再生活動が県全体として実施されたことが挙げられます。



出典：農林水産省「漁業センサス」

図 3-11 漁業経営体数の推移



出典：宮城県「宮城県藻場ビジョン 2020(令和2)年8月」

図 3-12 藻場面積の推移

【コラム①】七ヶ浜町で生まれた新たな特産品「トリガイ」

海に囲まれた本町では漁業が盛んですが、新たな特産品を生み出すべく「トリガイ」の養殖に取り組んでいます。トリガイは漢字で「鳥貝」と書き、足の部分が鳥のくちばしに似ていること、食感が鶏肉に似ていることなどが名前の由来とされています。

本町では 2018(平成 30)年からトリガイの調査・研究や試験養殖が行われ、2022(令和 4)年から出荷が始まりました。トリガイの養殖は東北で初の取組であり、町と宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所の若手漁師たちが協力して進めています。

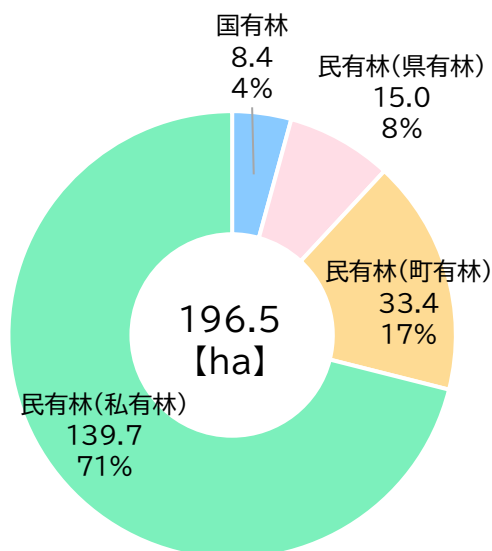
トリガイは出荷が 6 月から 7 月に限られる上に量も少ないため、高級食材として扱われています。2025(令和 7)年の卸売市場の取引では、最高値のもので 1 キロ当たり 25,000 円を記録し、過去最高額での取引となりました。本町の新たな特産品として注目が高まっています。



図 3-13 七ヶ浜町で養殖・出荷された「トリガイ」

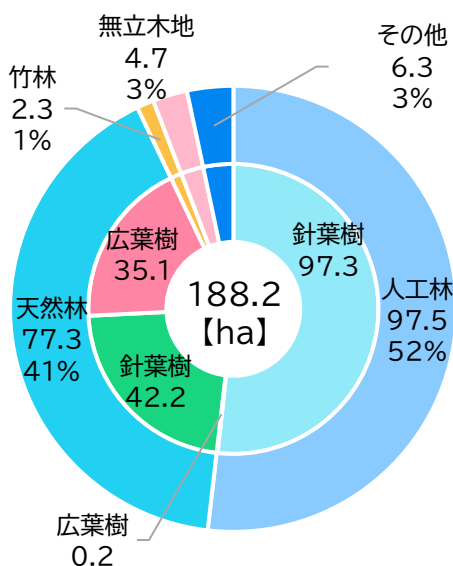
3) 林業

本町の森林面積のうち、民有林が 96%、残りの 4%を国有林が占めています。また、人工林が 52%、天然林が 41%であり、人工林の 99%を針葉樹が占めています。



出典:宮城県「みやぎの森林・林業のすがた(令和6年度版)」

図 3-14 国有林と民有林の面積の割合(2024(令和6)年度)



出典:宮城県「みやぎの森林・林業のすがた(令和6年度版)」

図 3-15 民有林における天然林及び人工林の面積と内訳(2024(令和6)年度)

(6) 名所・観光

本町には、日本三景松島を一望できる名所「松島四大観」の一つ、多聞山があります。多聞山は「偉観」とも呼ばれ、打ち寄せては砕け散る波の力強い景色が臨める景勝地として知られています。また、年に二度開花する「四季桜」などの桜の名所として知られる君ヶ岡公園、漫画の舞台として親しまれる鼻節神社など、多くの観光スポットがあります。



出典：七ヶ浜町「七ヶ浜町の歴史・文化」

七ヶ浜町「七ヶ浜町観光情報」

図 3-16 松島四大観 多聞山(左)と君ヶ岡公園の桜(右)

景観のほかにも、県内有数のサーフスポットとして賑わう小豆浜や、ビーチバレー大会などのスポーツやレジャーが行われる湊浜緑地海岸、外洋ヨットの停泊地でありセーリングポイントにも近い小浜港(ヨットハーバー)など、海のレジャーに親しめるスポットが多数あります。これらの豊富な自然を活かし、エコツーリズム*による様々な体験も実施されています。

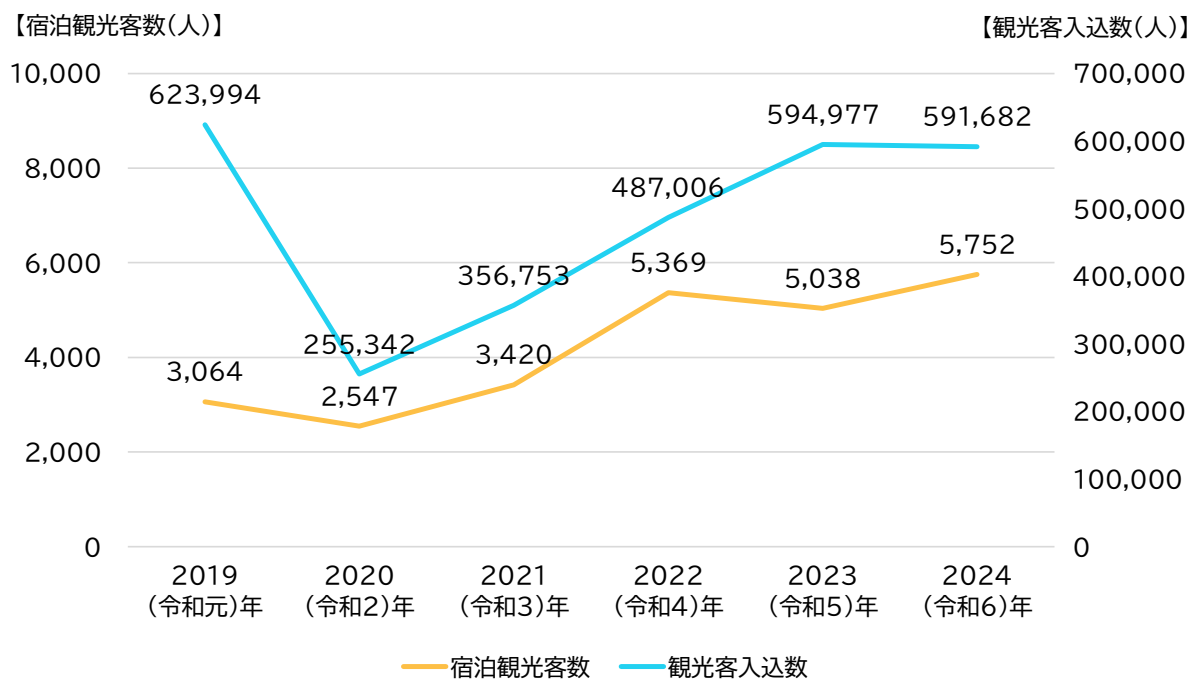


出典：七ヶ浜町「七ヶ浜町観光情報」

図 3-17 小豆浜

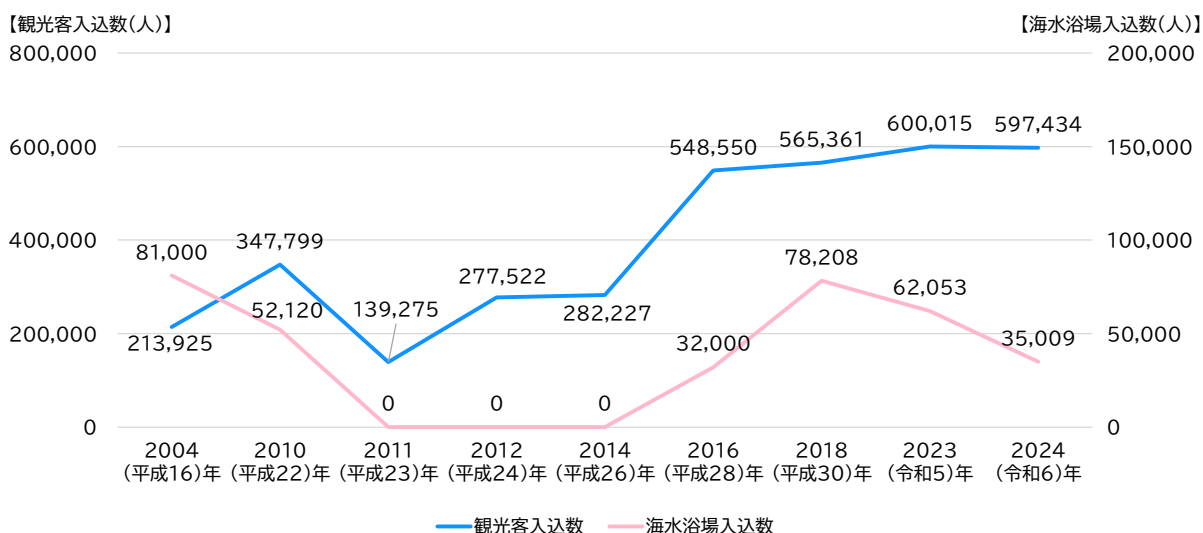
本町への観光客入込数は、新型コロナウイルスの流行時に一時的に大きく減少しましたが、2023(令和5)年にはほとんど回復しています。

また、海水浴への観光客入込数は東日本大震災が発生した2011(平成23)年に一時減少しましたが、2016(平成28)年度以降は東日本大震災以前の観光客入込数を上回っています。



出典：七ヶ浜町「七ヶ浜町統計書(令和6年版)」

図 3-18 本町における観光客入込数・宿泊観光客数の推移



出典：七ヶ浜町「七ヶ浜町統計書(平成16年版～令和6年版)」

図 3-19 本町における海水浴場入込数・観光客入込数の推移

(7) 歴史・文化

「七ヶ浜」という地名は、明治時代に7つの集落(湊浜・松ヶ浜・菖蒲田浜・花渚浜・吉田浜・代ヶ崎浜・東宮浜)が一つになったことに由来します。三方を海に囲まれた本町には、縄文時代から続く海との共生の歴史を物語る50もの貝塚・遺跡が点在しています。中でも、国の史跡である「大木岡貝塚」は、松島湾を代表する縄文時代の大規模な集落跡です。



出典:七ヶ浜町「七ヶ浜町の歴史・文化」

図 3-20 国指定文化財(史跡)大木岡貝塚

本町には由緒ある名神社の一つ、「鼻節神社」があります。2400年ほど前の建立とされる「鼻節神社」では、道案内や旅人の神とされる猿田彦命が祀られ、古くから人々が船の安全を祈ってきました。また、神社から発見された「国府厨印」は、古代、本町が海の幸を供給する重要な地であったことを示しています。



出典:七ヶ浜町「七ヶ浜町の歴史・文化」

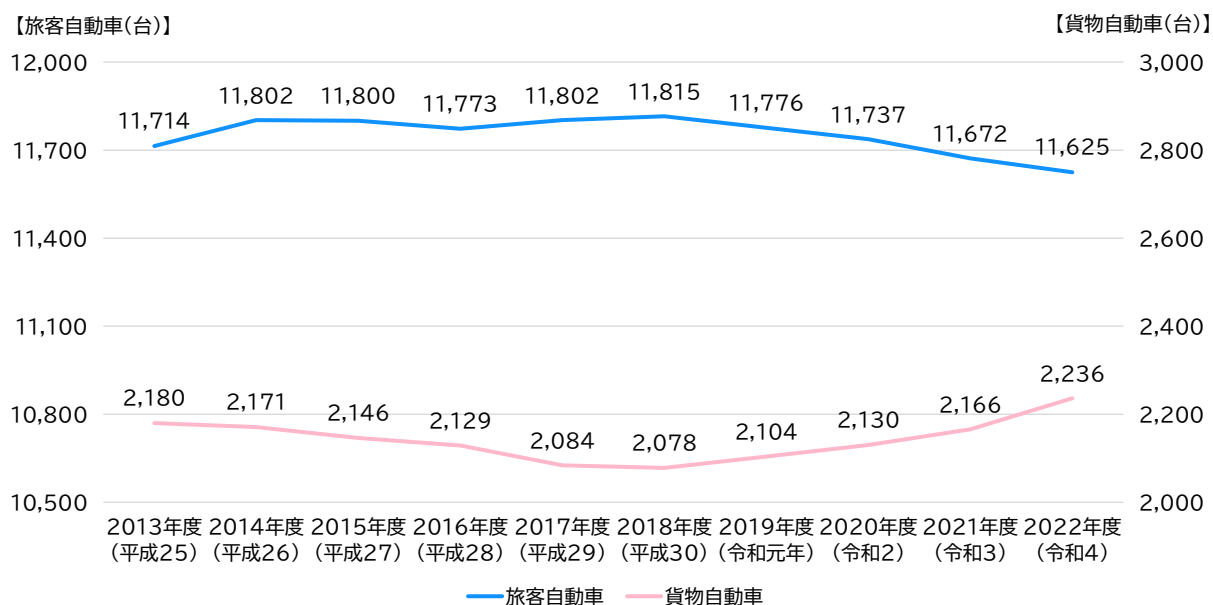
図 3-21 町指定文化財(史跡)鼻節神社

(8) 交通

町内に鉄道が通っていない本町では、日々の移動は自家用車とコミュニティバスが主要な交通手段となっています。

町内の自動車登録台数は、2013(平成25)年度からの10年間、旅客自動車(自家用車、バス、タクシーなど)・貨物自動車(トラックなど)のどちらもほぼ横ばいで推移しています。

本町の主要部を結ぶ地域コミュニティバスは、通勤・通学時間帯に合わせた朝・夕方便と、通院や買い物に向けた日中便の2種類に分かれ、経路地別に多賀城駅行・本塩釜駅行の8路線で運行しています。



出典:環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成

図 3-22 自動車保有台数の推移

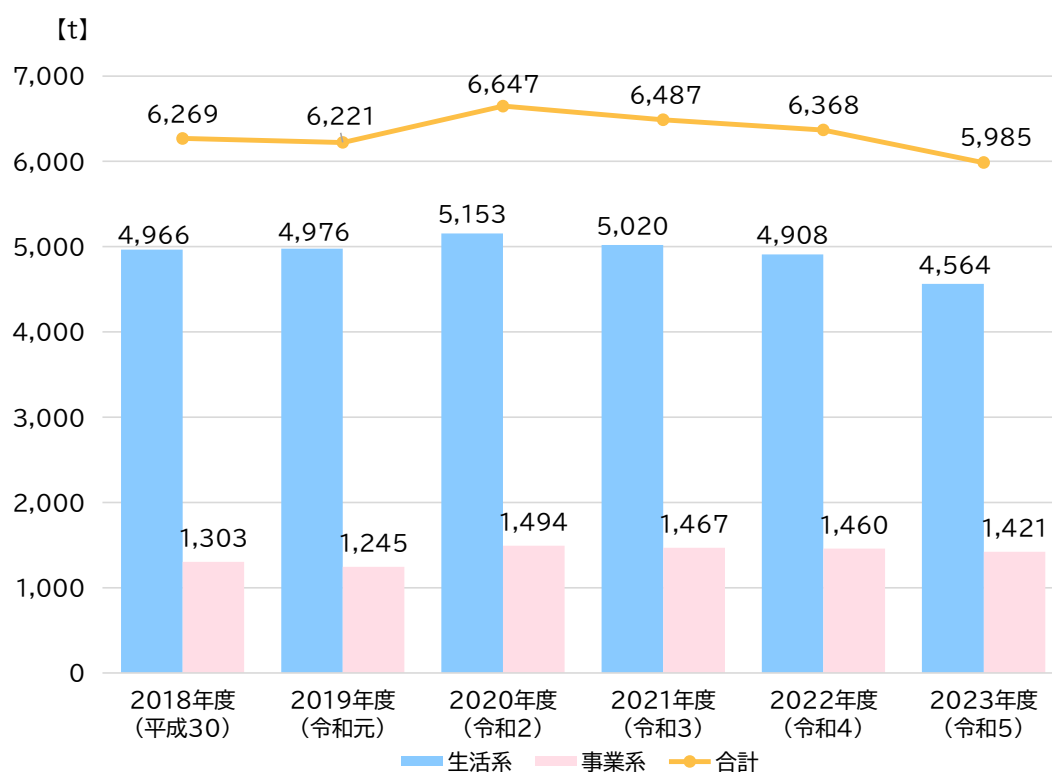


出典:株式会社ジャパン交通ウェブサイト

図 3-23 地域コミュニティバス(七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」)

(9) ごみ処理量

本町のごみは、本町含めた多賀城市、利府町、松島町の4市町合同の「宮城東部衛生処理組合」で処理されています。ごみ処理量の合計は、2018(平成30)年度から2023(令和5)年度にかけて減少傾向にあります。しかし、その内訳をみると、家庭から出る「生活系ごみ」が、事業所から出る「事業系ごみ」の3倍以上を占めています。



出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に作成

図 3-24 本町のごみ処理量の推移

表 3-1 ごみ処理量の推移

【単位:t】

区分	種別	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)
生活系	可燃	3,979	4,000	4,118	4,004	3,873	3,615
	不燃	100	102	127	113	110	92
	資源	766	754	753	753	788	732
	粗大	121	120	155	150	137	125
	計	4,966	4,976	5,153	5,020	4,908	4,564
事業系	可燃	1,277	1,194	1,459	1,412	1,411	1,391
	不燃	26	51	35	55	49	30
	資源	0	0	0	0	0	0
	粗大	0	0	0	0	0	0
	計	1,303	1,245	1,494	1,467	1,460	1,421
合計		6,269	6,221	6,647	6,487	6,368	5,985

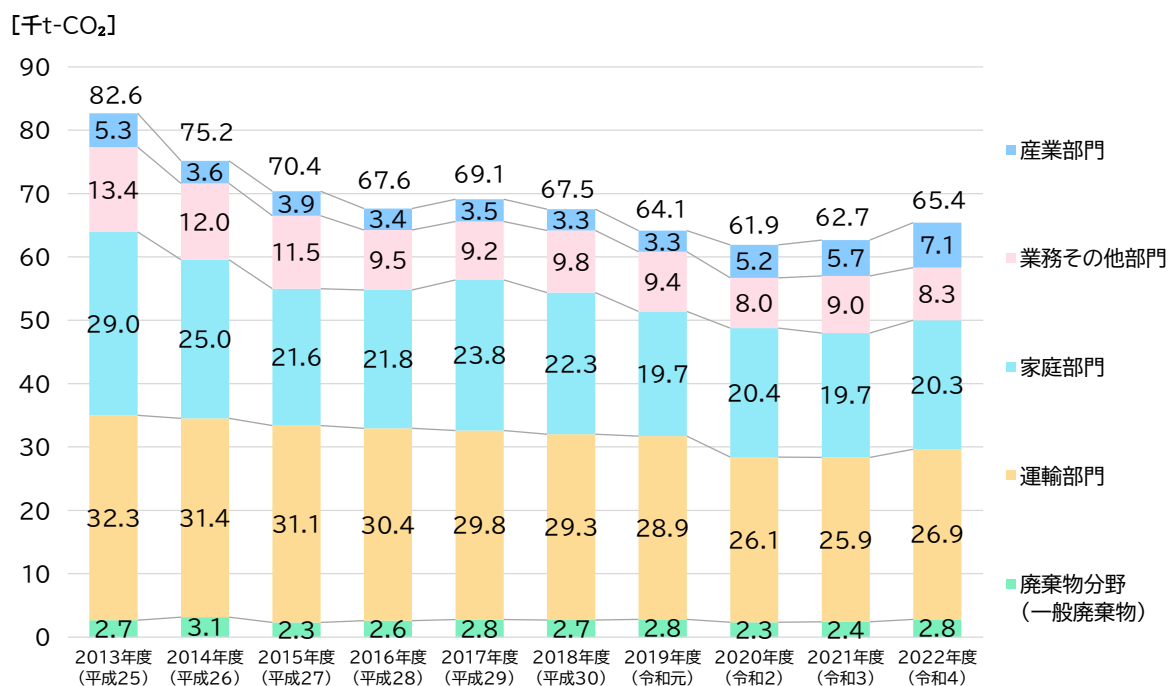
出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

2. 温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計

本町の基準年度(2013(平成25)年度)の温室効果ガス排出量は82.6千t-CO₂であり、2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量は65.4千t-CO₂です。2013(平成25)年度と比較して、2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量は▲17.2千t-CO₂(▲20.8%)となっています。

部門別に2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量を基準年度と比較してみると、業務その他部門で▲5.1千t-CO₂(▲38%)、家庭部門で▲8.6千t-CO₂(▲30%)、運輸部門で▲5.5千t-CO₂(▲17%)と、ほとんどの部門で減少傾向にあります。なお、産業部門では1.8千t-CO₂増加(+34%)、廃棄物部門では0.1千t-CO₂増加(+5%)となっています。



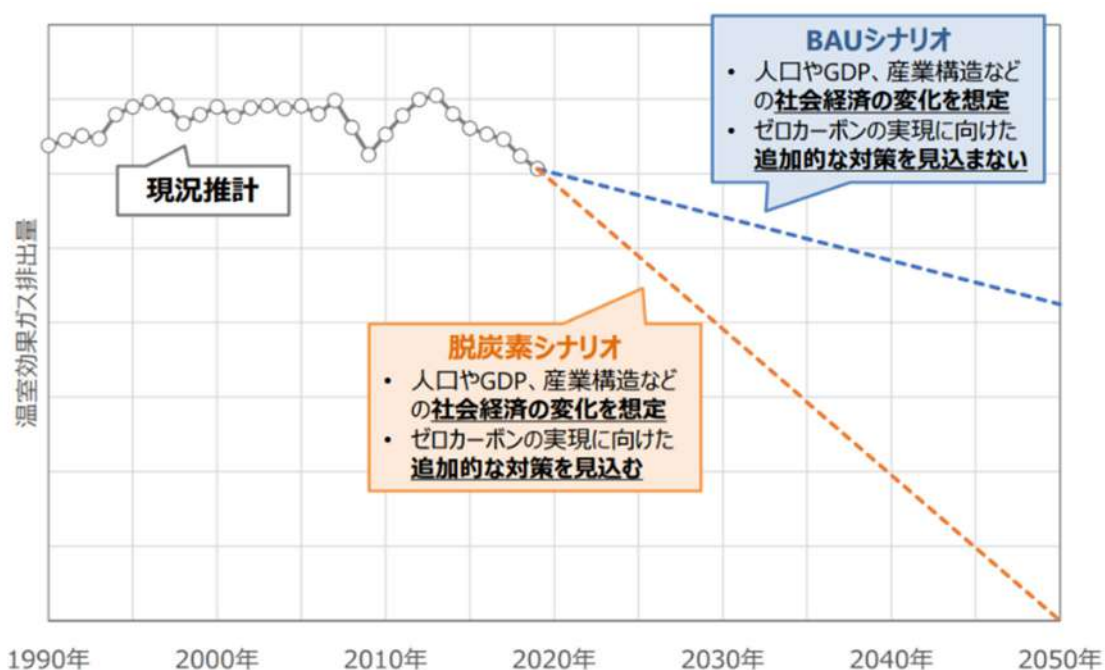
出典:環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成

図 3-25 本町の温室効果ガス排出量の推移

(2) 追加的な対策をしない場合の将来の温室効果ガス排出量

追加的な対策をしない場合の温室効果ガス排出量の将来推計は、BAU シナリオ(BAU=Business As Usual)と表現されます。BAU シナリオとは、人口や経済活動など将来の活動量の変化は想定するものの、温室効果ガス排出量削減に向けた追加的な対策を行わない場合のシナリオを指します。

BAU シナリオ時の将来の温室効果ガス排出量を把握しておくことで、本計画の目標達成に向けて、追加の対策でどの程度温室効果ガス排出量を削減する必要があるかを把握することが可能となります。



参考：環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」

図 3-26 BAU シナリオと脱炭素シナリオのイメージ

BAU シナリオ時の温室効果ガス排出量は、2035(令和 17)年度で 59.2 千 t-CO₂となり、2013(平成 25)年度と比較して▲23.4 千 t-CO₂(▲28%)となりました。また、2050(令和 32)年度には 54.2 千 t-CO₂となり、2013(平成 25)年度と比較して▲28.4 千 t-CO₂(▲34%)となりました。

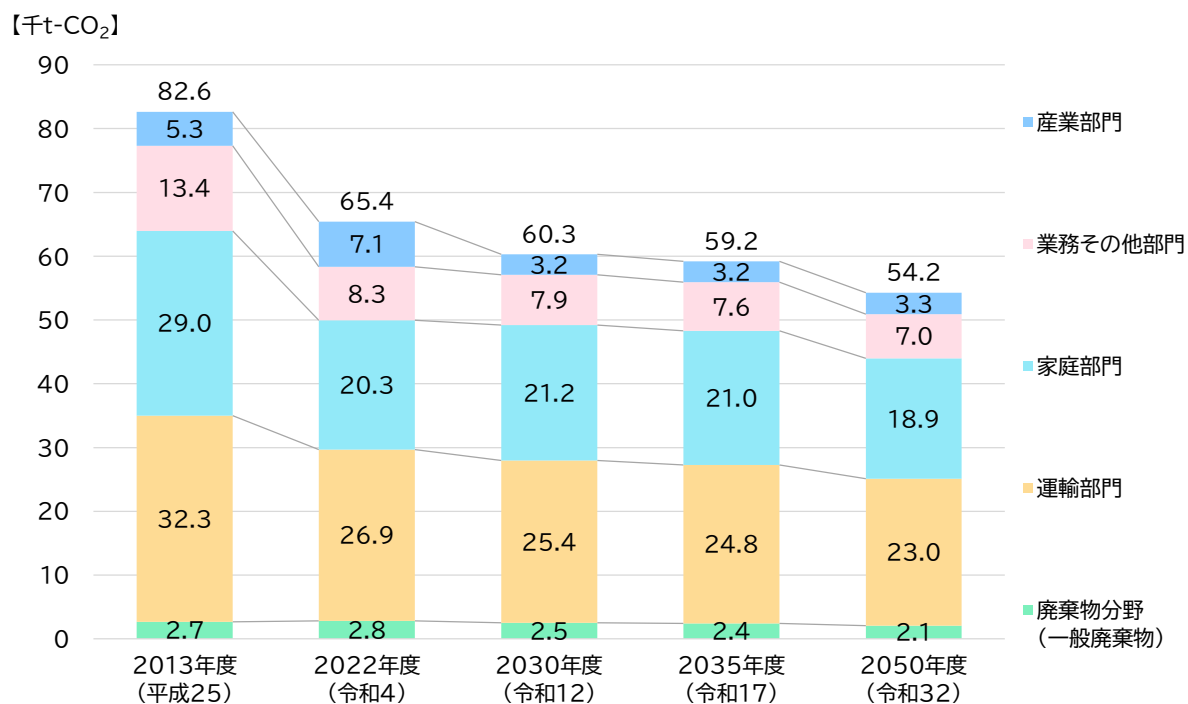
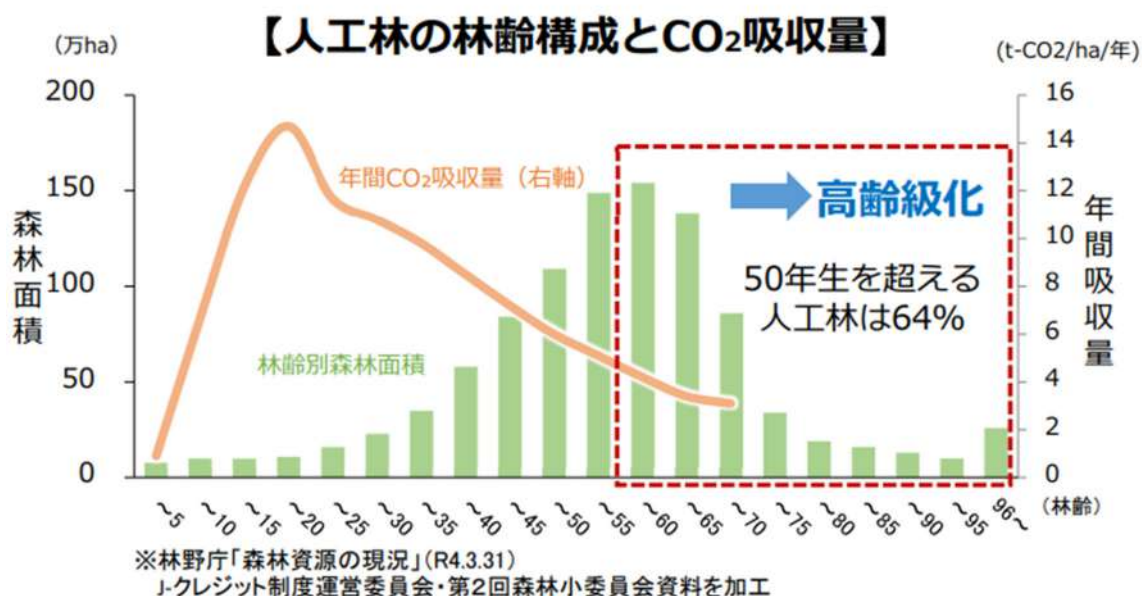


図 3-27 本町の BAU シナリオ時における将来の温室効果ガス排出量の推移

3. 温室効果ガス吸収量の算定

樹木が大気中の CO_2 を吸収し蓄積することから、森林は大気中の温室効果ガスの削減に貢献しています。しかし、樹木の CO_2 吸収量は高齢化により低下していくため、森林の管理が行われず森林が高齢化すると、温室効果ガスの削減効果が失われてしまいます。したがって、森林の温室効果ガス吸収機能を維持するためには、適切な森林管理が必要不可欠です。

宮城県の統計情報を基に、2019(令和元)年度と2024(令和4)年度の本町の森林の材積量*を比較して1年あたりの森林吸収量を算定した結果、 $195\text{t-CO}_2/\text{年}$ となりました。これは本町の2022(令和4)年度における温室効果ガス排出量の約0.3%に相当します。



出典：林野庁「森林吸収量について」

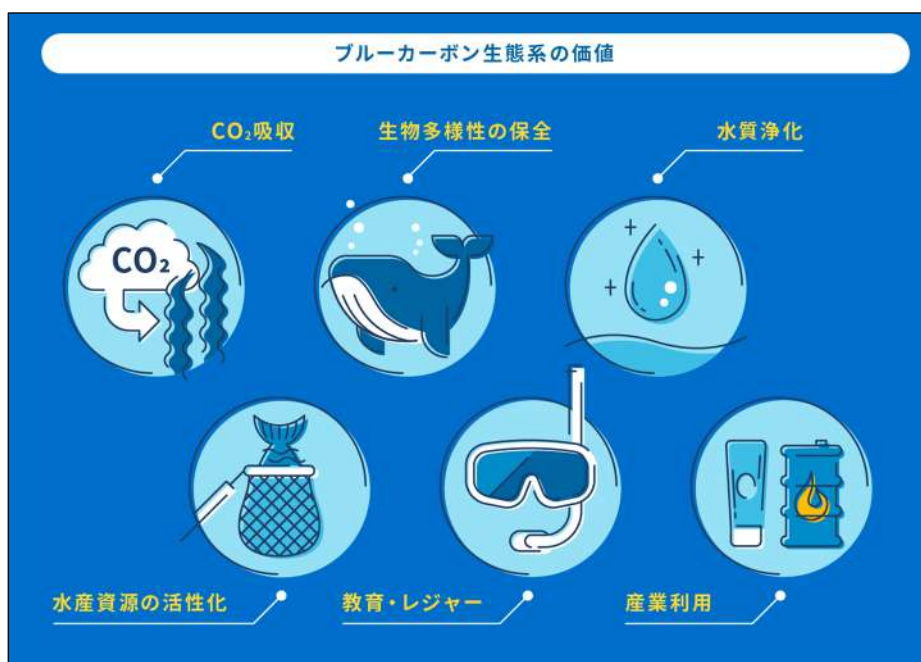
図 3-28 森林の吸収・排出量と樹齢の関係性

【コラム②】 海の吸収源、ブルーカーボン*

沿岸・海洋生態系が光合成により CO_2 を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼び、吸収源対策の新しい選択肢として世界的に注目されています。ブルーカーボンを作り出す海洋植物をブルーカーボン生態系と呼び、これらを生育する場所は、熱帯や亜熱帯のマングローブ林、藻場、干潟などの浅海域です。ブルーカーボン生態系の CO_2 吸収能力は極めて高く、単位面積当たりの CO_2 吸収速度(吸収量/年)は、種類にもよりますが、陸上植物の 5～10 倍に当たると言われています。

また、ブルーカーボンは CO_2 吸収源としての機能以外にも様々な価値があり、水質浄化機能や水産資源の活性化、教育及びレジャー場の提供など、私たちの生活に多くの恩恵をもたらします。

「宮城県藻場ビジョン」を基に、本町の 2019(令和元)年度の藻場吸収量を算定した結果、本町では藻場により、57.8 t- CO_2 /年が吸収されていると想定されます。



出典:環境省「もっと先の未来を考えるエコ・マガジン ecojin」

図 3-29 ブルーカーボンの多様な価値

4. 再生可能エネルギー導入ポテンシャル推計

(1) 再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、自然界に存在し、枯渇することなく繰り返し利用できるエネルギーのことを指します。主な例としては太陽光、風力、水力、地熱などが挙げられ、身近な自然から、様々なエネルギーを繰り返し得ることができます。

一方で、石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーは、使えば失われる有限な資源です。需要が変わらないのにエネルギーの供給量だけが減少すれば、安定した供給が難しくなり、現在のような生活を維持できなくなります。

再生可能エネルギーの導入は、カーボンニュートラルの実現だけでなく、エネルギー価格の安定化や安全なエネルギー供給を維持する上でも重要です。

(2) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの定義

太陽光や風力などの再生可能エネルギーは、地球上に豊富に存在し、理論上の発電量は非常に大きいとされています。しかし、そのすべてをエネルギーとして利用できるわけではありません。発電設備の整備や、エネルギーを取り出すための仕組みが必要です。もちろん、ただ設備があればいいということではなく、発電に適した設置場所や条件、法律といった様々な要素を考慮する必要があります。

再生可能エネルギー導入ポテンシャルとは、これらの制約を踏まえた上で、現実的に利用できると思われるエネルギーの量を指します。



出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

図 3-30 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの定義

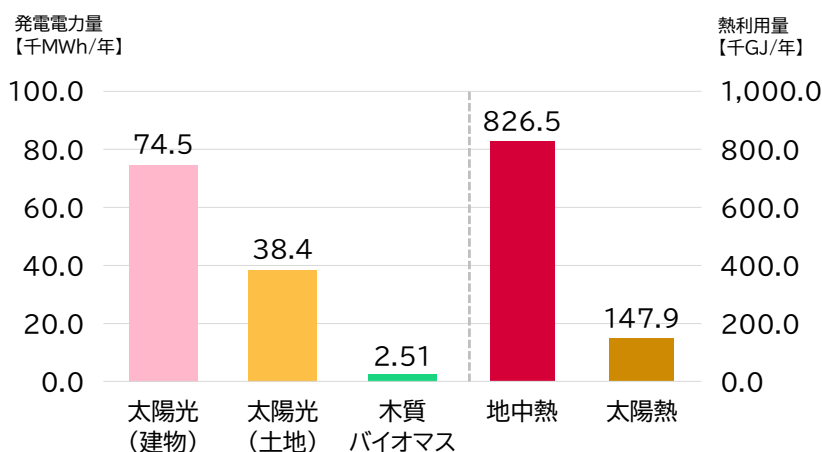
(3) 本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

本町における再生可能エネルギー導入ポテンシャルを整理しました。

電気として利用可能な再生可能エネルギーは、病院や学校、住宅や工場といった建築物への導入を想定した「太陽光(建物)」が74.5千MWh/年が最も多いことがわかります。次いで田畑や農地、ため池や最終処分場などへの導入を想定した「太陽光(土地)」は38.4千MWh/年でした。

また、熱として利用可能な再生可能エネルギーは、地中熱*が826.5千GJ/年が最も多く、次いで太陽熱*が147.9千GJ/年でした。

ただし、熱としてエネルギーを利用する場合は、電気利用と比較すると空調や給湯などに用途が限定されるため、その利用方法を十分に検討する必要があります。



出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

※木質バイオマスのみ、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)Ver.2.2」及び宮城県「みやぎの森林・林業のすがた(令和6年度)」を参考に数値を算定

図 3-31 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

表 3-2 再生可能エネルギー(電気)導入ポテンシャル

再生可能エネルギー導入ポテンシャルの種類		容量 【MW】	年間発電量 【千 MWh/年】
太陽光発電	建物系	58.4	74.5
	土地系	30.3	38.4
木質バイオマス発電		1.2	2.5
合計		89.9	115.4

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

表 3-3 再生可能エネルギー(熱)導入ポテンシャル

再生可能エネルギー導入ポテンシャルの 種類	熱利用量 【千 GJ/年】
地中熱	826.5
太陽熱	147.9
合計	974.4

出典:環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

04

第4章

本町の将来像と基本方針

1. 将来像

2. 基本方針



第4章 本町の将来像と基本方針

1. 将来像

(1) 本町の魅力・資源と地域課題

第3章を受けて、本町の特徴を2つの分野に分けて整理しました。

本町は、美しい自然を活かした産業が盛んで、またその自然を中心に人々の交流の場が作られてきました。しかし、気候変動によりその自然が脅かされるといった課題や、人口の流出・少子高齢化など、多くの課題も見えてきています。

表 4-1 本町の地域資源・魅力と課題

分野	地域資源・魅力	課題
環境	・海に囲まれ、自然豊かである ・史跡などの文化財	・主要な移動手段が自家用車であるため、他の部門と比較して運輸部門の温室効果ガス排出量の割合が高い ・津波等の災害リスクが高い
経済 社会	・気候風土を生かした農作物の生産 ・沿岸漁業が盛ん(ノリの養殖業、刺網等) ・多数の観光名所がある ・アクアリーナや国際村等の公共施設が充実している ・古くから国際交流の歴史がある	・少子高齢化の進行と産業従事者の減少 ・気候変動による漁業・農業への影響 ・遊休農地の増加 ・公共交通機関が限られている ・公共設備の老朽化

(2) 将来像

本町の上位計画である「七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]」では、“うみ”、“ひと”、“まち”の3つの分野ごとに本町の課題を整理し、それらの課題を解決した本町の将来像として「安心 笑顔 心いやされるまち」を掲げ、その実現に向けて取組を行っています。

本町の上位計画と、本町の地域資源・魅力と地域課題を踏まえて、本計画で目指す2035(令和17)年の将来像を設定しました。

本計画で目指す2035(令和17)年の将来像

カーボンニュートラルでさらなる前進
安心 笑顔 心いやされるまちの実現

将来像を達成した2035(令和17)年度の本町の様子を、「七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]」にならって“うみ”、“ひと”、“まち”の3つの分野に分けて記載します。

【うみ】

- ・変化する気候状況に対応しながら、町の自然環境を活かした産業や漁業が営まれています。
- ・海を中心とした美しい町に誇りを持った人々が生活し、長く住み続けています。
- ・海の資源や環境が守られ、観光やレジャーに訪れる人々が楽しく過ごしています。
- ・町内外の人々が集まって、清掃活動が定期的に行われ、地球温暖化対策や環境保全について学びます。
- ・地域の自然環境を理解し、町内外の人々に向けて、海や自然の魅力を広く伝えています。

【ひと】

- ・本町の自然や文化を未来につないでいくために、町民一人ひとりがそれぞれにできる地球温暖化対策を考え、実践しています。
- ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー性能の高い家電に買い替えることで、環境と家計にやさしい生活を送っています。
- ・地球温暖化対策や観光業、農水産業などを通じて、町外から人々が訪れ、交流を深めています。
- ・各事業者が地球温暖化対策や気候変動への対策に取り組むことで、安定して事業を継続しています。
- ・環境配慮を意識した製品・サービスが評価され、各事業者の売上の向上につながっています。

【まち】

- ・町で獲れた海産物や町で栽培した農作物などの地産地消が進み、町内で経済が循環しています。
- ・災害などによる停電時でも、太陽光発電設備で発電された電気や蓄電池を利用することができ、避難生活も安心して過ごせます。
- ・町民バスの利用者が増え、町内外の人々の交流と温室効果ガス排出量削減の両方に貢献しています。
- ・建物を改修する際は壁や窓を高断熱素材のものに改修し、エネルギーを多く使うことなく年中快適に過ごしています。
- ・町民が次世代自動車に乗り換えたり、来訪者が次世代自動車を使って周遊したりする機会が増えています。



図 4-1 将来像

2. 基本方針

本町の将来像を実現するために、町全体が一体となり次の4つの基本方針に基づき地球温暖化対策を推進します。

基本方針1

人と自然を育てる

～自然環境の整備・保全を通じた意識醸成～

本町は古くから豊かな自然を大切にしてきましたが、地球温暖化が引き起こしている気候変動によってそれらが脅かされています。本町の自然を整備・保全することは、地域の恵みとなるだけでなく、温室効果ガスの吸収源を保全することになるため、地球温暖化対策にもつながります。また、保全活動を通して子どもから大人まで、様々な人々が地球温暖化についてより深く学べるような環境を整備します。

基本方針2

使うエネルギーを減らす ～省エネルギー化の推進～

地球温暖化対策を推進するうえでは、まずは無駄なエネルギーの使用を減らすことが重要です。省エネルギー設備への切替えや環境にやさしい製品・サービスへの買い替え、建物の断熱改修や省エネルギー基準を満たす建築物の増加などを推進します。

基本方針3

エネルギーをつくる ～再生可能エネルギーの導入～

再生可能エネルギーは、発電や熱利用の際に温室効果ガスを排出しません。そのため、再生可能エネルギーによる発電設備を導入することは地球温暖化対策に向けて必要不可欠といえます。本町の状況を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入・利用促進と、蓄電池の導入によるエネルギーの面的利用を推進します。

基本方針4

仕組みをつくる ～脱炭素を推進する仕組みづくり～

日常生活で無理なく取り組める仕組みを作ります。生活に直結する、町民バスなどの環境負荷の少ない交通整備・利用促進や、廃棄物減量化の促進、脱炭素ライフスタイル*への転換に取り組んでいきます。

05

第5章

町域における地球温暖化対策



1. 温室効果ガス排出量削減目標
2. 再生可能エネルギー導入目標
3. 目標の達成に向けた施策
4. ロードマップ



第5章 町域における地球温暖化対策

1. 温室効果ガス排出量削減目標

本計画では国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、2035(令和17)年度の町全体における温室効果ガス排出量削減目標を以下のとおり設定します。さらに、2050(令和32)年度に向けては、温室効果ガス排出量実質ゼロであるカーボンニュートラルを目指します。

また、温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、「省エネルギー化の推進」、「再生可能エネルギーの導入」、「温室効果ガス吸収源の保全」の大きく3つの側面から取組を推進します。

本町の全体における温室効果ガス排出量削減目標

2035(令和17)年度の温室効果ガス排出量について、
2013(平成25)年度と比較して、
60%(50.0千t-CO₂)の削減を目指します。

表 5-1 温室効果ガス排出量削減目標を達成した際の本町の温室効果ガス排出量

【単位:千t-CO₂】

部門・分野	2013年度 (平成25年度)	2035年度 (令和17年度)	2013年度から の削減量	2013年度から の削減比率
産業部門	5.3	2.7	-2.6	-48.5%
業務その他部門	13.4	4.5	-8.8	-66%
家庭部門	29.0	8.4	-20.6	-71%
運輸部門	32.3	14.9	-17.5	-54%
一般廃棄物分野	2.7	2.1	-0.6	-22%
合計	82.6	32.6	-50.0	-60%

2. 目標達成に向けた施策

本町の将来像及び温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、4つの基本方針と方針ごとに実施すべき取組を示します。また、方針ごとの取組を実施することで削減できる温室効果ガス排出量を整理しました。

将来像	基本方針	取組	削減目標
カーボンニュートラルでさらなる前進 安心笑顔 いやされるまちの実現	1 人と自然を育てる ～自然環境の整備・保全を通じた意識醸成～	・藻場や森林等の温室効果ガスの吸収源の保全 ・環境保全を通じた教育・普及啓発	0.3 千 t-CO ₂
	2 使うエネルギーを減らす ～省エネルギー化の推進～	・エネルギーの見える化の推進 ・省エネルギー設備への切替え ・建物の断熱改修、省エネルギー基準を満たす建築物の建築、改修	8.7 千 t-CO ₂
	3 エネルギーをつくる ～再生可能エネルギーの導入～	・再生可能エネルギーの積極的な導入 ・再生可能エネルギーの利用拡大	7.0 千 t-CO ₂
	4 仕組みをつくる ～脱炭素を推進する仕組みづくり～	・環境負荷の少ない交通の整備・利用促進 ・廃棄物減量化の促進 ・脱炭素ライフスタイルへの変換 ・地産地消の促進	10.5 千 t-CO ₂

※2035(令和17)年度の追加的な対策をしない場合の温室効果ガス排出量(59.2 千 t-CO₂)(図 3-27 参照)から、上記の取組で温室効果ガス排出量を合計 26.5 千 t-CO₂を削減することで、2035(令和17)年度の目標を達成する。

図 5-1 本計画の施策体系及び基本方針別の削減目標

(1) 基本方針ごとの取組

基本方針 1 人と自然を育てる ～自然環境の整備・保全を通じた意識醸成～

取組 1 藻場や森林等の温室効果ガスの吸収源の保全

本町が誇る美しい自然を次世代に残すため、海や森林の適切な管理に継続的に取り組みます。中でも藻場や森林の保全は、温室効果ガスの「吸収源*」対策として、まちの未来を守ることにつながります。現在行われているビーチクリーン*の継続的な実施に加え、将来的な取組として事業所の敷地内等の緑化や藻場、森林を保全します。

取組 2 環境保全を通じた教育・普及啓発

本町では、既にビーチクリーン等の環境保全に関する活動が盛んに行われていますが、それらの活動を通して環境教育・普及啓発を推進します。具体的には、流木アート体験や世代や地域を問わず楽しく学べるエコツアー*等の開催、地元のお祭りやイベントにおいて環境に関する情報提供を目的としたブースの設置を推進します。

また、学校や職場等の身近なコミュニティをはじめ、地域全体で地球温暖化対策や本町の豊かな自然について学べる機会を創出します。具体的には、学校の教育カリキュラムとして本町

の環境について学ぶことができる授業を組み込むことや、行政と事業者が連携した出前講座等の開催、各事業活動においては、従業員への環境教育に加え温室効果ガス排出量削減目標の設定と目標達成に向けた事業計画の策定を推進します。

これにより、本町の未来を考え自主的に行動できる人材を育成します。

【基本方針1の取組例①】 砂浜に打ち上げられた流木を活用したアート作品の作成

本町の海岸には年間 50～60t もの流木が漂着しており、その回収・焼却処分に伴い、地球温暖化の原因となる温室効果ガスが発生しています。木材 1kg を焼却すると、約 1.8kg の温室効果ガスが排出されるため、年間で換算すると 90～110t-CO₂ もの温室効果ガスが排出されていることになります。

そこで、流木を単なる「ゴミ」として処分するのではなくアートとして有効活用することで、温室効果ガスの排出量を減らすだけではなく、地球環境の保全について考えるきっかけにしてほしい、という願いを込めて流木クリスマスツリーを作成するワークショップを開催しました。

他にも、本町の流木を活用してライトアップオブジェを作るワークショップや、世界的に有名な彫刻家による流木アート作品の展示、地元中学校美術部による流木アートづくり等、流木を有効活用するための様々なイベントが実施されているので、ぜひ皆様も参加してみてください。



出典：(一社)七ヶ浜町観光協会「私たちの活動が TV で紹介されます！」

図 5-2 流木を活用したクリスマスツリー

【基本方針1の取組例②】 エコアプリの活用

東北電力株式会社では「eco チャレンジアプリ」を導入し、家庭での電気の「節電」や「使用時間帯のシフト」に協力することでポイントがもらえ、そのポイントを電子マネーなどに換金することができる取組を行っています。

アプリ内では、事前に「節電」や「使用時間帯のシフト」に協力いただきたい時間帯のお知らせがあり、参加することで達成量に応じたポイントが贈呈されます。

また、節電等につながる取組のヒントも紹介されており、後日、達成量が通知されることから、ゲーム感覚で取組むことができます。このようにアプリの活用によって、ゲーム感覚で楽しみながら月々の電気料金の支払いが削減できるだけでなく、温室効果ガス排出量削減にも寄与することができます。



出典：東北電力「東北電力 eco チャレンジアプリ」

図 5-3 東北電力 eco チャレンジアプリのイメージ

基本方針1における各主体の役割と進捗指標を以下に示します。

表 5-2 基本方針 1 における各主体の役割

町 (行政)	◇ 公園や公共施設敷地内の緑化を行います。 ◇ 森林づくりや藻場の造成、ビーチクリーン等の環境保全運動の実施を支援するほか、環境保全に関する教育カリキュラムの実施を検討します。 ◇ 事業者・町民向けの環境保全活動や学びの機会に関する情報を提供し、参加促進に努めます。 ◇ 啓発資料(ハンドブック・ポスター)の配布や、将来的なエコアプリの導入を検討し、町民の意識高揚と具体的な取組を推進します。 ◇ 世代を問わず様々な町民が豊かな自然を学ぶことができる機会を創出することを支援します。 ◇ 「しちがはま環境大賞」等の環境保全に関する取組を評価するイベントを継続して実施します。
事業者	◇ 敷地内の緑化を行います。 ◇ 労働組合、消費者団体、地域団体等と連携した、森林づくりや藻場の保全、ビーチクリーン等の運動を実施・参加します。 ◇ 豊かな自然を学ぶことができる機会の創出を検討します。 ◇ 従業員に向けて環境教育を行い、環境問題への理解を深めます。 ◇ 自主的に温室効果ガス排出量削減目標の設定及び計画の策定を行い、その実施状況を点検します。
町民	◇ 行政・事業者・団体等が開催する、地域の清掃等の環境保全活動に参加し、環境問題への理解を深めます。 ◇ 啓発資料やエコアプリを活用して楽しみながら地球に優しい行動を行います。 ◇ 森林づくりや藻場の保全、ビーチクリーン等の運動に参加します。
来訪者	◇ 行政・事業者・団体等が開催する、地域の清掃等の環境保全活動に参加し、環境問題への理解を深めます。 ◇ 啓発資料やエコアプリを活用して楽しみながら地球に優しい行動を行います。 ◇ 森林づくりや藻場の保全、ビーチクリーン等の運動に参加します。

表 5-3 基本方針 1 における進捗指標

項目	2024(令和 6)年度	2035(令和 17)年度
藻場の造成面積	—	2024(令和 6)年度と比較して 5.6ha 増加
森林総面積	196.55 ha	196.55 ha (現状維持を想定)

基本方針 2 使うエネルギーを減らす ～省エネルギー化の推進～**取組 1 エネルギーの見える化*の推進**

温室効果ガス排出量を削減するためにはまずはエネルギー消費の見直しに取り組む必要がありますが、そのためには現状どのような設備にエネルギーを使用しているか現状を把握することが重要です。

そこで、HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)*や BEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)*と呼ばれる、設備ごとの電気使用量をリアルタイムで把握・分析し、設備の稼働を一括管理することができるシステムなどの導入を推進します。

取組 2 省エネルギー設備への切り替え

住宅や事業所等の設備を更新する際に、より省エネルギー性能が高い設備に切り替えることで、生活の快適さや便利さを維持しながら、継続してエネルギーを削減することができます。

また、設備の省エネルギー性能は年々向上しており、家電を買い替えるだけでも高い省エネルギー効果が得られるため、購入して長い年月が経つ家電については積極的に買い替えることを検討します。

取組 3 建物の断熱改修、省エネルギー基準を満たす建築物の建築、改修

住宅や事業所、公共施設等の建築物の新築及び改修時に、高断熱の窓や外壁へ改修することを検討します。断熱性を高めることで空調設備の効率が向上するほか、設備のない部屋でも温度や湿度が安定し、快適に過ごせるようになります。

また、公共施設・事業所・住宅の省エネルギー改修を実施する前に、「省エネルギー診断*」を行い、現状のエネルギー利用状況やより省エネルギー効果が高い取組を把握することで、より効率的に改修を行うことができます。

【基本方針2の取組例】省エネルギー設備への買い替え

省エネルギー設備に買い替えると、消費電力量が抑えられるのと同時に、節約効果も期待できます。照明設備、冷蔵庫を省エネルギー化することで、どれくらい省エネルギー効果及び節約効果があるかを計算してみました。

※省エネルギー効果は東北電力株式会社の2023(令和5)年度の排出係数の実績値を、節約効果は東北電力株式会社の契約プランの一つである「スマート電気プラン」の従量料金の2025(令和7)年度時点の平均値を使用して計算しています。

<照明設備>

68Wの蛍光灯器具から34WのLED照明器具に交換(年間2,000時間使用)

■蛍光灯

$0.068(\text{kWh}) \times 2,000(\text{時間}) \times 35.43(\text{円/kWh}) \div 4,819 \text{ 円/年}$

$0.068(\text{kWh}) \times 2,000(\text{時間}) \times 0.385(\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) = 52.4 \text{ kg-CO}_2$

■LED

$0.034(\text{kWh}) \times 2,000(\text{時間}) \times 35.43(\text{円/kWh}) \div 2,409 \text{ 円/年}$

$0.034(\text{kWh}) \times 2,000(\text{時間}) \times 0.385(\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) = 26.2 \text{ kg-CO}_2$

<冷蔵庫>

1999年製の冷蔵庫から、2019年製の冷蔵庫に買い替え

■1999年製の冷蔵庫

$750(\text{kWh/年}) \times 35.43(\text{円/kWh}) \div 26,575 \text{ 円/年}$

$750(\text{kWh/年}) \times 0.385(\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) = 288.8 \text{ kg-CO}_2$

■2019年製の冷蔵庫

$249(\text{kWh/年}) \times 35.43(\text{円/kWh}) \div 8,823 \text{ 円/年}$

$239(\text{kWh/年}) \times 0.385(\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) = 95.9 \text{ kg-CO}_2$

以上より、照明設備の買い替えでは年間で約 2,409 円、26.2 kg-CO₂の削減、冷蔵庫の買い替えでは年間で約 17,752 円、192.9kg-CO₂の削減が期待できます。

基本方針 2 における各主体の役割と進捗指標を以下に示します。

表 5-4 基本方針 2 における各主体の役割

町 (行政)	◇ 省エネルギー設備の導入や断熱改修に関する補助金等の情報を提供し、利用促進に努めます。 ◇ 公共設備の設備更新の際に、省エネルギー性能の高い機器を導入します。 ◇ 徹底した省エネルギーの推進に向け、公共施設において「省エネルギー診断」等を適宜実施します。 ◇ こまめな消灯等、省エネルギー活動に取り組みます。 ◇ 電気使用量の見える化サービスの普及を検討します。
事業者	◇ 省エネルギーの推進に向け、「省エネルギー診断」等を活用します。 ◇ 設備機器の更新時には、補助金の活用を検討し、省エネルギー性能の高い機器を導入します。 ◇ こまめな消灯等、省エネルギー活動に取り組みます。 ◇ 電気使用量の見える化サービスや BEMS の導入を検討します。
町民	◇ リフォームの際には住宅の断熱化改修や省エネルギー効果の高い住宅・建築物への建て替えを検討します。 ◇ 設備機器の更新時には、補助金の活用を検討し、LED 照明や省エネルギー家電等の買い替え等を行います。 ◇ 暮らしのエネルギー利用状況を知るために「うちエコ診断*」等のサービスを活用します。 ◇ こまめな消灯等、省エネルギー活動に取り組みます。 ◇ 電気使用量の見える化サービスや HEMS の導入を検討します。
来訪者	◇ 宿泊先でのこまめな消灯等、省エネルギー活動に取り組みます。

表 5-5 基本方針 2 における進捗指標

項目	2024(令和 6)年度	2035(令和 17)年度
公共施設における照明の LED 化	一部の施設において LED 化が完了	すべての施設において LED 化が完了
省エネルギー化の取組に活用可能な補助金情報等を町 HP や広報等で紹介	—	最新情報を毎年公開

基本方針 3 エネルギーをつくる ～再生可能エネルギーの導入～

取組 1 再生可能エネルギーの積極的な導入

公共施設や住宅、事業所等の建物に、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。コンパクトな町である本町の特性を踏まえ、屋根への自家消費型太陽光発電設備の導入を優先して推進します。さらに、将来的には営農しながら太陽光発電事業を行うソーラーシェアリング*や、本町の森林資源・流木、選定枝などの農業副産物を活用した木質バイオマス発電*への実施等を検討します。

取組 2 再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギーを使用して発電した電力を適切に自家消費することを推進します。特に太陽光発電を導入している公共施設は、町民や事業者が平常時から活用できるよう、クーリングシェルター*として開放したり、イベント開催場所として利用したりすること等を推進します。

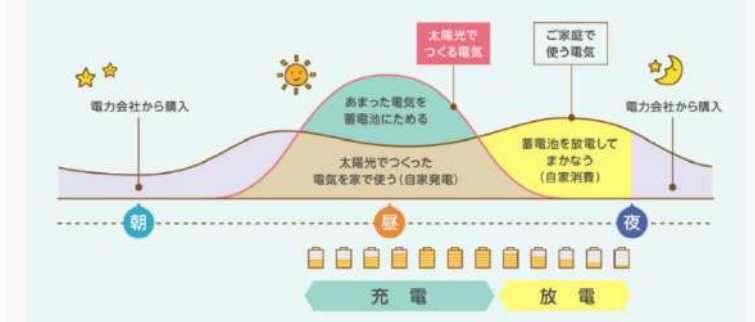
さらに、太陽光発電設備と併せて蓄電池を導入することによって、日中に発電した電力を夜間に使用できるようにすることで無駄なく発電した電力を使用すること、EV等の次世代自動車を導入することによって、発電した電力を余らせることなく使用すること等を推進します。また、蓄電池を導入することで災害時などの停電時にも電力を使用できるようになることから、防災力の強化にもつながります。

また、建物の特性上、太陽光発電設備の導入が困難な場合は、再生可能エネルギーで発電された電力を使用できるプランへ電力契約を切り替えることを検討します。

【基本方針 3 の取組例】住宅への太陽光発電設備と蓄電池の導入

住宅に太陽光発電設備(3.5kW)を設置することで、1 世帯あたり年間約 918.8kg-CO₂ の温室効果ガスを、年間約 53,179 円の電気使用に伴う支払い料金を削減することができます。

しかし、太陽光発電設備で発電した電気は、正午にピークを迎えますが、そのすべてを使いきれず、余剰電力が発生してしまうことが少なくありません。そこで蓄電池を併用し、日中に発電した電気をためておくことで、発電量が低下する曇天時や夜間にも電気が使用できるようになります。これにより、エネルギーの無駄を最小限に抑えることが可能です。また、蓄電池は災害時の電力供給が途絶えた時、非常用の電源として役立つことで知られています。



出典：東北電力「エコな電気をかしこく使う、太陽光発電や蓄電池」

図 5-4 太陽光発電設備と蓄電池を導入した際の電気利用のイメージ

【コラム③】クーリングシェルターとは

本町では、危険な暑さから避難できる冷房設備等が整った施設を「クーリングシェルター」として指定しています。危険な暑さが見込まれるときは、外出をなるべく避け室内をエアコン等で涼しい環境にして過ごすことが基本ですが、外出途中で危険な暑さに見舞われた場合や自宅に冷房設備が無い場合等は、十分な水分補給をするとともに、クーリングシェルター等を活用し、熱中症の予防に努めましょう。

クーリングシェルターは、暑さ指数(WBGT)が特に著しく高くなり、熱中症によって人の健康に重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表されるアラート「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に開放されます。開放時には町 HP 等でアナウンスされますので、夏の暑い時期は積極的にクーリングシェルターの活用を検討しましょう。

表 5-6 本町が指定するクーリングシェルター一覧

施設名	開放可能日時	受入可能人数
七ヶ浜町生涯学習センター	休館日を除く日の午前 9 時から午後 9 時 30 分	20 人
七ヶ浜国際村	休館日を除く日の午前 9 時から午後 10 時	10 人

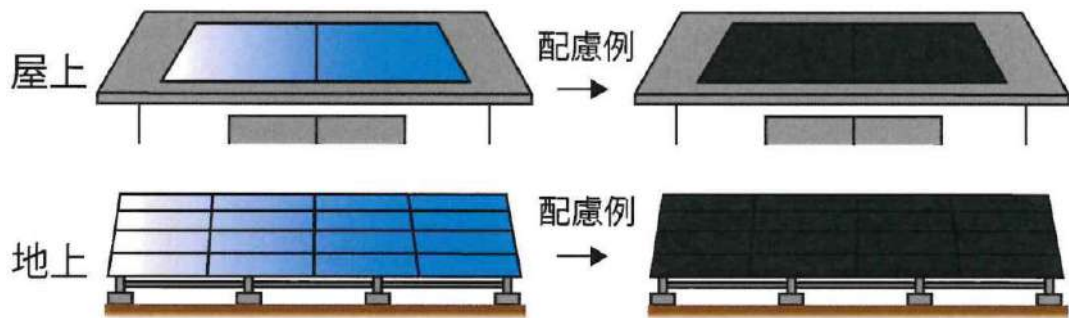
※2025(令和 7)年度時点の情報です。最新情報は町 HP にてご確認ください。

【コラム④】 特別名勝松島指定地内における太陽光発電設備設置の制限について

日本三景の一つに数えられ、国内有数の景勝地として知られる特別名勝松島を適切に保存、管理するために、宮城県教育委員会は「特別名勝松島 保存活用計画」を定めています。

保存活用計画では、松島の景観を守るために、指定地内に 5 段階の保護地区が設定されています。保護地区内では、建築の設置等の景観を損なう恐れのある行為に制限が設けられており、太陽光発電施設設置に関しても制限があります。太陽光発電施設は、第 2 種・第 3 種保護地区以外の保護地区では設置が認められていません。また、第 2 種・第 3 種保護地区に設置する場合も、太陽光パネルや架台の色は低明度、低彩度のものを使用すること、高さや傾斜角度を抑えること等の様々な制限があります。

また、保護地区内で太陽光発電施設の設置を行う際は、文化財保護法 125 条の規定に従い現状変更の申請を行い、文化庁長官の許可を得る必要があります。許可後に計画に変更が生じた際や行為が終了した際も届出を提出する必要があります。



出典：宮城県教育委員会「特別名勝松島保存活用計画」

図 5-5 景観に配慮した太陽光パネル設置のイメージ図

基本方針 3 における各主体の役割と進捗指標を以下に示します。

表 5-7 基本方針 3 における各主体の役割

町 (行政)	- 公共施設に太陽光発電設備や蓄電池を導入します。 - 事業者・町民向けの太陽光発電導入に関する補助金等の情報を提供し、導入の促進に努めます。 - 電力契約の見直しのタイミングで、再生可能エネルギー由来の電力を使用できる契約への切り替えを検討します。
事業者	- 再生可能エネルギーを積極的に導入・利用します。 - 太陽光発電設備と併せて蓄電池の導入を検討することで、事業継続性の確保に努めます。 - 電力契約の見直しのタイミングで、再生可能エネルギー由来の電力を使用できる契約への切り替えを検討します。
町民	- 住宅の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を導入します。 - 電力契約の見直しのタイミングで、再生可能エネルギー由来の電力を使用できる契約への切り替えを検討します。
来訪者	再生可能エネルギーで発電された電力を積極的に利用します。

表 5-8 基本方針 3 における進捗指標

項目	2024(令和 6)年度	2035(令和 17)年度
再生可能エネルギーの導入に活用可能な補助金情報等を町 HP や広報等で紹介	—	最新情報を毎年公開

基本方針 4 仕組みをつくる ～脱炭素を推進する仕組みづくり～

取組 1 環境負荷の少ない交通の整備・利用促進

電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車*への買い替えを促進します。次世代自動車に買い替え、次世代自動車に再生可能エネルギーを使って発電した電気を充電することで、走行に伴う温室効果ガス排出量を削減することができます。次世代自動車の中には、次世代自動車に充電していた電気を走行以外で利用できるシステムを備えた自動車もあり、「動く蓄電池」としての活用が期待されます。また、町民バスの利用促進等を行うことで、自家用車を持たない方々の利便性の向上を図ることに加え、自家用車の使用を抑制し、温室効果ガスの排出削減を目指します。

取組 2 廃棄物減量化の促進

ごみの焼却処理の過程で温室効果ガスが排出されるため、ごみの発生を可能な限り抑えることが温室効果ガスの削減につながることから、「4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)*」を推進します。

また、従来であれば廃棄されていたものに新たな価値を与え、元の製品よりも価値の高い新しい製品に生まれ変わらせる取組である「アップサイクル*」を推進します。アップサイクルの例としては、生ごみを堆肥にすることができる生ごみ処理機の家庭への導入の推進や、飲食店などで発生する食品残渣、サメやエイといった未利用魚の有効活用などが挙げられます。

取組 3 脱炭素ライフスタイルへの転換

一人ひとりにあった快適な脱炭素ライフスタイルへの転換を推進します。具体的な例としては、クールビズやウォームビズの実施、環境に配慮した製品やサービスの選択、テレワークの実施などが挙げられます。

また、将来的には、そのような取組を後押しするための仕組みとして、実施した取組の内容に応じて町内での買い物に使用できるポイントや商品券を付与する仕組みやプラットフォームの構築などを検討します。

取組 4 地産地消の推進

本町で獲れた海産品や生産された農作物の地産地消を推進します。地元の食材を地元で消費することは、地域経済の活性化のみならず、食材の輸送や保管に伴って発生する温室効果ガス排出の削減に大きく貢献します。

【基本方針4の取組例】「4R」の実践

日常の中で最も身近で誰でも実践しやすい取組が4Rです。4Rとは、ごみを減らすための次の4つの行動の頭文字をとった取組名のことで

表 5-9 4Rの取組一覧

①Refuse(リフューズ):断る ・マイバックを持ち歩き、レジ袋を断る ・自分や家族で利用するものは包装を断る ・プレゼントを買ったときは、過剰包装を断る	① Refuse (リフューズ) : 断る 
②Reduce(リデュース):減らす ・ばら売りの食品を買い、トレイやパックの使用を減らす ・シャンプーや洗剤は詰め替え用を買い、容器の使用を減らす ・生ごみ処理機でごみの体積を減らす	② Reduce (リデュース) : 減らす 
③Reuse(リユース):繰り返し使う ・不用品をフリーマーケットやリユース事業に出して、再使用してもらえるようにする ・再利用したものを積極的に使う	③ Reuse (リユース) : 繰り返し使う 
④Recycle(リサイクル):資源として再生利用する ・びんやペットボトル、缶を正しく分別して出す ・ダンボールや新聞紙などは、廃品回収や資源ごみに出す ・リサイクル品を購入する	④ Recycle (リサイクル) : 資源として再生利用する 

基本方針 4 における各主体の役割と進捗指標を以下に示します。

表 5-10 基本方針 4 における各主体の役割

町 (行政)	◇ 広報誌や町 HP などを通して、事業者・町民に向けて次世代自動車の導入や生ごみ処理容器に関する補助金等の情報や廃棄物の処理方法、地元食材等に関する情報提供を行います。 ◇ 公用車として次世代自動車を導入することや、公共施設へ EV 充電器を設置することを検討します。 ◇ 脱炭素ライフスタイルの転換を後押しするための仕組みづくりを検討します。
事業者	◇ 次世代自動車の導入や燃費や車間距離を意識したエコドライブ*を行います。 ◇ 4R の推進に取り組みます。 ◇ 温室効果ガス排出量の少ない製品・サービスを開発・提供します。 ◇ 製品やサービスによる温室効果ガス排出量を把握し、それらの情報を提供・公表します。 ◇ 町内で生産された食材や製品を積極的に購入します。
町民	◇ 町民バス等の公共交通機関や自転車を積極的に活用します。 ◇ 4R の推進に取り組みます。 ◇ 次世代自動車の導入や、燃費や車間距離を意識したエコドライブを行います。 ◇ 脱炭素ライフスタイルへの転換に取り組みます。 ◇ 町内で生産された食材や製品を積極的に購入します。
来訪者	◇ 町民バス等の公共交通機関や自転車を積極的に活用します。 ◇ 4R の推進に取り組みます。 ◇ 次世代自動車の導入や、燃費や車間距離を意識したエコドライブを行います。 ◇ 町内で生産された食材や製品を積極的に購入します。

表 5-11 基本方針 4 における進捗指標

項目	2022(令和 4)年度	2035(令和 17)年度
一人あたりのごみ排出量※	943 g/人	843 g/人
地球温暖化対策を推進するための仕組みやプラットフォームの構築件数	0 件	2 件

※「第五次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、環境省にて一人一日当たりのごみ焼却量を 2022(令和 4)年から 2030(令和 12)年度にかけて 679g/人から 580g/人とする(約 100g 削減する)目標が掲げられていることを踏まえて設定。

(2) ファーストステッププロジェクト

いずれの基本方針ごとの取組も、温室効果ガス削減目標の達成に向けて欠かすことのできない重要な取組です。これらの取組を推進していくために、まずは本町に関わる多くの方々が少しの工夫で取り組めるようなものから推進することが重要であると考えています。

本町のカーボンニュートラル実現に向けた初めの一步となり得る取組を「ファーストステッププロジェクト」と位置づけ、その例を4つの案として本計画に整理しました。今後は、各案の実現可能性を検討し、実施に向けて町内外の様々な関係者との連携を推進していきます。

また、カーボンニュートラル達成のためには、行政、事業者の各組織、そして町民一人ひとりがそれぞれの立場で、できることから行動に移していくことが何よりも重要です。ファーストステッププロジェクトを通して、一人ひとりの小さな実践を、町全体の大きな行動変容へとつなげていくことを目指します。

1

ビーチクリーン活動拡大プロジェクト

2

海への関心を育てるきっかけづくりプロジェクト

3

海の資源の新たな価値づくりプロジェクト

4

家庭でチャレンジ！エコアクションプロジェクト

項目	内容
概要	海のごみを拾って SNS にその様子を投稿すると景品がもらえる、宮城県海岸沿いで開催している既存のコンテスト「みやぎビーチクリーンアクト」に町全体で参加します。フォトコンテストを通じて、海をきれいにする行動を広げる取組です。
役割	行政 ・町民・事業者へ向けてコンテストの周知を行い、参加を促します。 事業者 ・協力店舗として参加し、店頭でオリジナルごみ袋の配布やイベントの PR を行います。 町民・来訪者 ・コンテストに積極的に参加し、海ごみ削減への関心を高めます。
効果	海岸周辺の環境改善 清掃のきっかけが広がり、海辺がきれいになります。 事業者の売上向上 協力店舗として参加することで、新規顧客獲得の機会を得ます。 関係人口の増加 フォトコンテスト(SNS への投稿)により、町内の清掃時の様子を発信することで、新たな層のビーチクリーン参加者が増えます。 ブランド力の向上 「七ヶ浜といえばきれいな海」という共通認識が町内外に広がり、地域ブランド力が向上します。
展望	・「みやぎビーチクリーンアクト」の期間に限らず、町独自のビーチクリーンフォトコンテストを開催します。

項目	内容
概要	身近な場所で海に関する本や展示に触れ、子どもから大人まで、多世代が海の環境問題を学べる機会を広げる取組です。
役割	行政 ・図書館・小学校等に、海に関する本や展示の設置を進めます。 ・HP や広報を通じ、海の環境教育コーナーを実施する町のイベントについて周知します。 事業者 ・図書館の読み聞かせの場で、海に関する絵本を取り上げます。 ・飲食店、釣具店、サーフショップ、銀行等の店舗で、海に関する本の紹介や、流木アート等の展示物を設置します。 ・町内で開催されるイベントで環境に関するゲームの開催や、町の環境に関する取組の紹介コーナーを設置します。 ・海の環境保全と地域漁業の理解促進に向けた環境教育イベントを開催します。 町民・来訪者 ・本や展示、イベントを通じて海の環境問題を知り、関心を高めます。
効果	シビックプライド*の醸成 読み聞かせやイベント、展示物を通して、海の保全や環境問題について、子どもも大人も一緒に海について考えるきっかけとなります。町のシンボルである海に、多世代の人々が考える機会を設けることで、郷土愛を深めることができます。 環境意識の向上 町民一人ひとりが環境問題の意識を持ち、日常生活の中で環境に配慮した行動を選択することができます。
展望	・本や展示、ゲームを通して学ぶだけではなく、漁業や観光業の事業者と連携して海の環境について体験できるイベント等を実施します。

項目	内容
概要	本町と県で連携して実施している藻場造成について、温室効果ガス吸収量をクレジット化*することで新たな価値を創出するための準備を実施する取組です。
役割	行政 ・県や漁業関係者と連携して、町内の藻場造成の現状や課題を整理し、今後の実施方針の検討を支援します。 ・藻場や森林の温室効果ガス吸収源としての重要性をイベントや広報等を通じて周知します。 ・県や近隣自治体との連携により藻場の吸収量のクレジット化に関する情報収集を行います。 事業者 ・行政や事業者間で連携して、藻場造成の現状や課題を整理し、今後の方針を検討します。 ・藻場造成に関する取組を教育の場やイベント等で周知します。 ・藻場の吸収量のクレジット化に向けた情報収集を行うとともにクレジット化に向けた生産体制を検討します。 町民・来訪者 ・イベントや広報、教育の場を通して藻場造成の重要性を学びます。
効果	藻場吸収量のクレジット化に向けた準備の推進 クレジット化を行うために必要な情報を整理し、環境整備や推進体制を構築することで、必要なタイミングですぐに藻場吸収量のクレジット化を実施することができます。
展望	・藻場の吸収量をクレジット化し、クレジット化によって得られた収益を町内に還元することで地域経済の活性化を図ります。

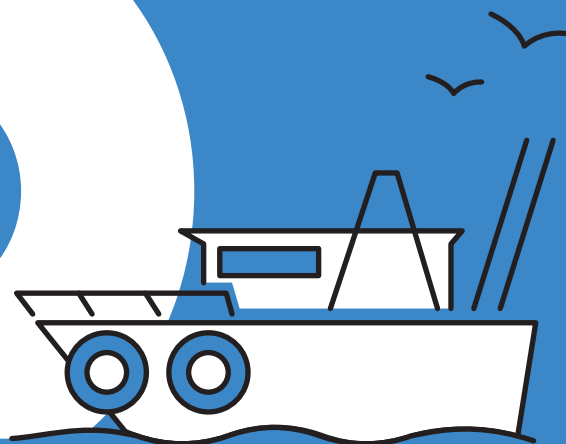
項目	内容
概要	環境に配慮した製品を購入する、宅配ボックス等を設置・利用する、省エネルギー性能の高い家電への買い替え等の取組を「エコアクション*」として町民や来訪者がアプリケーション等を通して行政に報告することで、ポイントが付与される仕組みを作る取組です。
役割	行政 ・事業者と連携してアプリケーションの導入等のエコアクションを評価するための環境を整備します。 ・アプリケーションを通じたエコアクションによる実施効果や取組を事業者や町民・来訪者に周知します。 事業者 ・行政と連携してエコアクションを評価するための環境を整備します。 ・自社が提供するサービスや製品をポイント付与の対象とすることを検討します。 町民・来訪者 ・アプリケーションやエコアクションの評価制度を通じ、日常や観光周遊を行う中で楽しみながらエコアクションを実践します。
効果	エコアクションを学ぶきっかけづくり エコアクションの評価によって取組の効果が可視化されることで、身近に実践できる取組を学ぶことができます。 経済のさらなる活性化 省エネルギーに関する取組によりエネルギー使用に伴う支払い料金が削減されたり、エコアクションにより付与されたポイントを買い物等に使用したりすることで、経済のさらなる活性化を見込むことができます。
展望	・エコアクションによって付与されたポイントを、町内での買い物やイベントの参加に使用することができる仕組みを整備し、さらなる経済循環につなげます。

3. ロードマップ

基本方針ごとの取組は、以下に示すロードマップに従って推進していきます。

基本方針	基本方針ごとの 取組		2026(令和8)年度	2030(令和12)年度	2035(令和17)年度
1 人と緑を育てる ～自然環境の整備・保全を 通じた意識醸成～	取組 1	藻場や森林等の温室効果 ガス吸収源の保全	藻場造成や森林管理に 関する現状や課題の把握	県や事業者等と連携した 藻場造成の実施	
			教育カリキュラム等の検討	学校における環境教育の更なる推進	
	取組 2	環境保全を通じた教育・普及啓発	従業員の意識醸成	事業活動における温室効果ガス排出量削減に向けた 計画の策定・実行	
			環境保全に関する行政からの情報提供 既存の取組の継続した実施	カーボンニュートラルに関する 体験型イベントの実施	
2 使うエネルギーを減らす ～省エネルギー化の推進～	取組 1	エネルギーの見える化の 推進	取組実施に活用可能な補助金等に関する行政からの情報提供		
	取組 2	省エネルギー設備への 切り替え	エネルギーを見える化する設備の導入、 「省エネルギー診断」等の実施による現状の把握		
			家電や事業用設備の買い替え時に省エネルギー性能の高いものへの切り替え		
	取組 3	建物の断熱改修、省エ ネルギー基準を満たす 建築物の建築、改修	省エネルギー基準を満たす建築物の新築・改修、断熱改修		
3 エネルギーをつくる ～再生可能エネルギー の導入～	取組 1	再生可能エネルギーの 積極的な導入	取組実施に活用可能な補助金等に関する行政からの情報提供		
			建物への太陽光発電設備の導入・ 適切な時期に更新	蓄電池や次世代自動車の導入に よる電気の面的利用の推進	
	取組 2	再生可能エネルギーの 利用拡大	未利用地や未利用資源(農業副産物 等)の利用に関する検討		
			産業と組み合わせた再生可能エネ ルギーや、様々な再生可能エネ ルギーの導入推進		
4 仕組みをつくる ～脱炭素を推進する 仕組みづくり～	取組 1	環境負荷の少ない交通 の整備・利用促進	取組実施に活用可能な補助金等に関する行政からの情報提供		
	取組 2	廃棄物減量化の促進	行政や事業者で連携して脱炭素ライフスタイル の転換を後押しするための仕組みづくりを検討		町全体で脱炭素ライフ スタイルを実践
			町内主要施設へのEV充電器の設置		
	取組 3	脱炭素ライフスタイル への転換	次世代自動車への乗り換え		
取組 4	地産地消の推進	日常で取り組める脱炭素ライフスタイルの実践			

図 5-6 基本方針ごとの取組に関するロードマップ



第6章

計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

2. 計画の進行管理

第6章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

多岐にわたる分野について方針や取組を定めている本計画を推進する上では、行政だけではなく、事業者や町に住む人々や、観光などで本町を訪れる人々の協力が重要となります。したがって、以下に示す推進体制によって、計画を効率的に推進します。

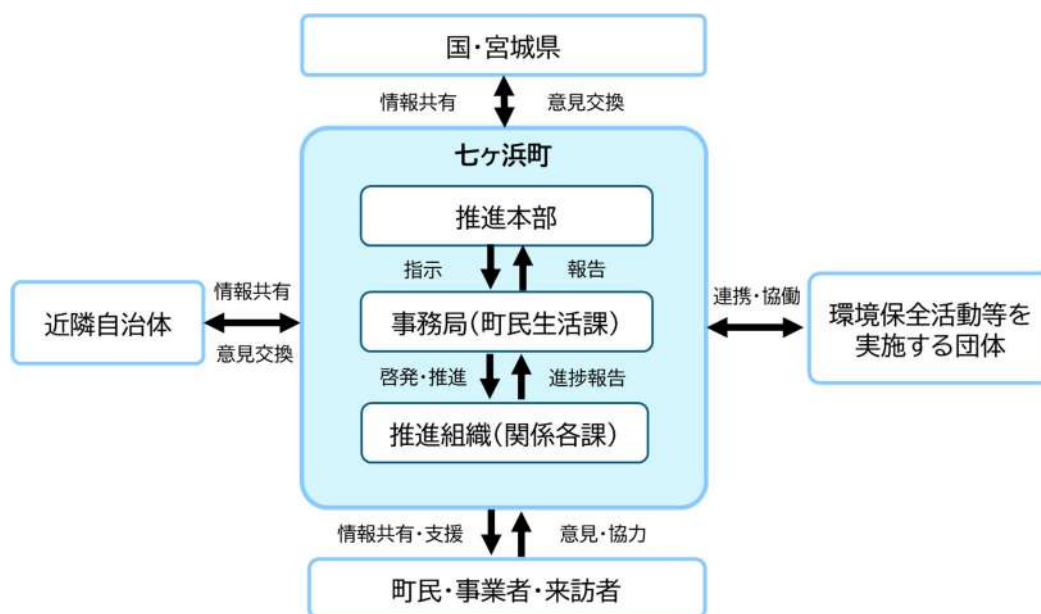


図 6-1 本計画の推進体制

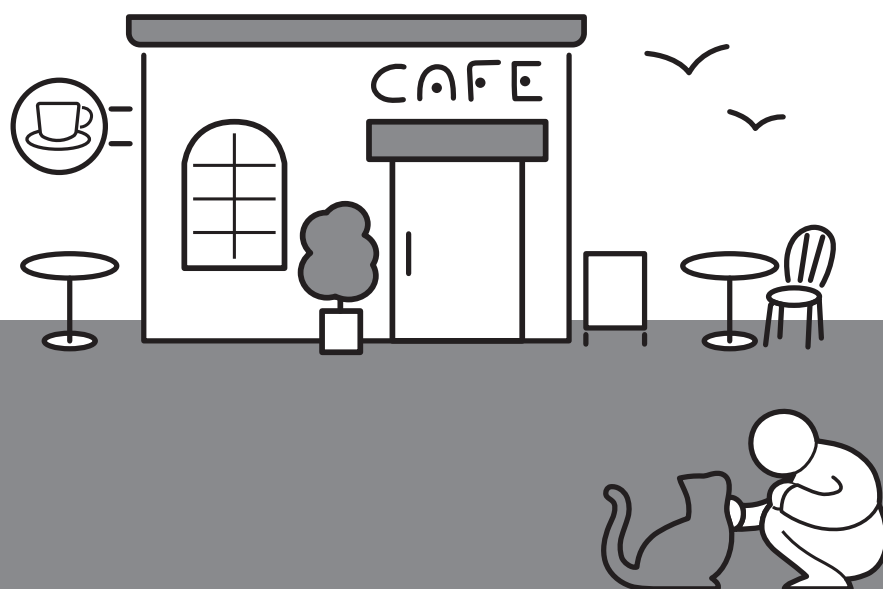
2. 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとするために、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)から構成される PDCA サイクル*に基づいて進行管理を行います。進行管理にあたっては、「七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]」や「七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」などの上位・関連計画との整合を図りながら、適宜見直します。



図 6-2 本計画の進行管理

参考資料



1.用語集

2.計画策定の体制及び経過

参考資料

1. 計画策定の体制及び経過

(1) 計画策定の経過

回数 年月日	開催形式・開催目的・議事内容
第1回 2025(令和 7)年 10 月 30 日(木)	[開催形式] 会議形式 [開催目的] ・計画策定に向けた不足事項の棚卸し ・自由で活発な議論が行われる会合の雰囲気形成 ・地球温暖化対策を進めるために必要な情報や各主体に求める役割の整理 [議事内容] (1)地球温暖化とは (2)計画策定の背景・目的 (3)七ヶ浜町のエネルギーをとりまく現状 (4)今後の対応事項とスケジュール (5)アンケート調査へのご協力をお願い + 海の環境教育ボードゲームの開催
第 2 回 2025(令和 7)年 11 月 25 日(火)	[開催形式] 会議形式 [開催目的] ・将来像や個別の施策内容に対する意見集約と計画への反映 ・議論が必要な事項の深堀 [議事内容] (1)アンケート結果と本会議の目的について (2)町全体の地球温暖化対策の方針について (3)目標設定の考え方について (4)本日もご意見いただきたい事項 (5)今後の対応事項とスケジュール

回数 年月日	開催形式・開催目的・議事内容
第3回 2025(令和7)年 12月16日(火)	[開催形式] 会議形式 [開催目的] ・計画素案全体の構成に対する承認の獲得 ・今後の進め方の確認 [議事内容] (1)七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)素案について (2)今後のスケジュールについて
2025(令和7)年 12月25日(木)～ 2026(令和8)年 1月13日(火)	パブリックコメント実施
第4回 2026(令和8)年 1月13日(火)	[開催形式] 書面形式 [開催目的]パブコメの実施結果やパブコメを踏まえ反映した計画書について報告 [議事内容]計画書の確認

(2) 計画策定の体制(敬称略)

【七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画策定検討会議委員】

No.	氏名	所属等
1	星 奈央美 ホシ ナ オ ミ	町民(遠山保育所児童保護者)
2	鈴木 祥 スズキ ショウ	宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所長
3	相澤 久明 アイザワ ヒサアキ	農業従事者
4	真坂 孝行 マサカ タカヨキ	新仙台火力発電所運営企画グループ環境課長
5	武山 裕記 タケヤマ ユウキ	飲食店経営者
6	嶋原 友邦 シギハラ トモクニ	七十七銀行七ヶ浜支店長
7	我妻 典夫 ワガツマ ノリ オ	七ヶ浜町観光協会長
8	本田 正典 ホンダ マサノリ	環境美化推進員
9	郷古 明頌 ゴウコ アキツグ	海水浴場運営従事者

【事務局】

町民生活課：宮下尚久課長・伊藤陽一係長・鈴木雅浩主任主査

2. 用語集

英数字

●BEMS

Building and Energy Management System(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)の略。業務用ビル等で使用している電気機器の使用量や稼働状況をモニター画面などで「見える化」し、電気の使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステム。

●COP

Conference of the Parties(締約国会議)の略。国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置される会議。地球温暖化の分野では気候変動枠組条約締約国会議のことを指す。年1回会合が開かれ、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減目標や枠組みについて議論されている。

●FEE

The Foundation for Environmental Education(国際環境教育基金)の略で、世界最大規模の国際NGOのひとつであり、環境教育プログラムを通じて持続可能な発展を目指す国際団体のこと。1981(昭和56)年に「FEEE(ヨーロッパ環境教育基金)」として設立され、2001(平成13)年に名称をFEEと変更し、ヨーロッパ以外の国も加わる国際団体となった。

国内では、FEE国際本部から承認を受けたFEE Japanが、エコスクールやブルーフラッグといった環境教育プログラムの普及を進めている。

●HEMS

Home Energy Management System(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)の略。家庭内で使用している電気機器の使用量や稼働状況をモニター画面などで「見える化」し、電気の使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステム。

●MDGs(ミレニアム開発目標)

Millennium Development Goals(ミレニアム開発目標)の略。開発分野における世界共通の目標のこと。国際社会では、発展途上国の経済発展に向けて開発を進めていたものの、かえって貧困の格差が拡大してしまったことによる反省から生まれた。2000(平成 12)年 9 月に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990 年代に採択された国際開発目標が統合され、「極度の貧困と飢餓の撲滅」をはじめとする 8 つの目標としてまとめられた。

2015(平成 27)年の達成期限後も、その内容は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」に引き継がれている。

●NDC(国が決定する貢献)

Nationally Determined Contribution(国が決定する貢献)の略。「国が決定する貢献」もしくは「国別削減目標」という意味を持つ。2015(平成 27)年に採択されたパリ協定によって、全締約国に温室効果ガスの排出削減目標の策定と、5 年ごとの提出・更新が義務付けられている。削減目標の内容は国によって異なり、日本では「2030(令和 12)年目標として、2013(平成 25)年度比で 46%削減(さらに 50%削減を目指す)」などを掲げている。

●PDCA サイクル

計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法のこと。

●SDGs(持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2001(平成 13)年に策定された MDGs(ミレニアム開発目標)の後継として、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030(令和 12)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

●UNEP(国連環境計画)

United Nations Environment Programme(国連環境計画)の略。1972(昭和 47)年に「人間環境宣言」と「環境国際行動計画」の実行機関として設立された、国連の補助機関のこと。オゾン層保護に関するウィーン条約などの事務局として指定されているほか、地球環境の保全に関わる様々な条約や議定書の採択を主導しており、環境問題に対して大きな貢献をしている。

●UNWTO(国連世界観光機関)

United Nations World Tourism Organization(国連世界観光機関)の略。観光分野における世界最大の国際機関のこと。1975(昭和 50)年に設立、2003(平成 15)年に国連の専門機関に格上げされた。経済成長や国際間の理解などを目的に、国際会議やセミナーの開催をはじめとした観光振興や支援を行っている。2024(令和 6)年 1 月に、略称を UNWTO から「UN Tourism」に変更した。

●3R

廃棄物等の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の 3 つの頭文字をとったもので、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。発生抑制、再使用、再生利用の順で優先順位が高い。

●4R

ごみを減らすための取組のこと。リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)、リフューズ(Refuse:発生回避)の 4 つを指す。

従来の 3R(リデュース、リユース、リサイクル)に、リフューズを加えたもの。

ごみをどう少なくするかという視点の「3R」に対して、最初からごみを出さないようにする考え方の「4R」は、サーキュラーエコノミー(循環型経済)にも繋がるもので、多くの人の行動改革が求められている。

ア行

●アップサイクル

不要なものや廃棄されるものに、デザイン性などの付加価値を与えて、再利用すること。本来なら捨てられていたはずのものを生まれ変わらせ、ごみや資源の消費を減らすことにつながる。リサイクルやリメイクに似ているが、リサイクルとは原料や材料に戻さずに元の素材をそのまま生かす点が、リメイクとは付加価値によって製品の価値を高める点が、それぞれ異なっている。

一例として、廃タイヤをバッグに作り変えたり、廃木材から椅子を作ったりといった用途が挙げられる。

●アダプト・プログラム

地域住民と行政が協力して行う、地域密着型の環境美化活動のこと。「アダプト・プログラム (Adopt program)」とも表記される。英語の「Adopt」は「養子にする」「(自分のものとして) 取り入れる」などの意味を持つ。道路や公園、河川などの公共空間の一定区画を「養子」に見立て、地域住民が「里親」として養子の世話をするように清掃活動を行い、行政がその活動を支援する仕組み。

●うちエコ診断

診断実施機関が家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省 CO₂・省エネ対策を提案する取組。

●エコアクション

地球環境への影響を減らすための行動のこと。具体例として、紙コップやプラスチック容器の代わりに繰り返し使えるマイボトルなどの「リユース容器」の利用、エアコンのフィルター掃除や適切な温度設定での利用などが挙げられる。

関連する制度や目標には、環境省が策定した「エコアクション 21」や国際目標の「SDGs(持続可能な開発目標)」がある。

●エコツーリズム

自然・歴史・文化など地域固有の資源を保護しながら、旅を通じて環境保護への理解を深めていく考えのこと。

●エコツアー

環境や歴史文化を体験しながら学ぶ観光のエコツーリズムのこと。

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に繋がっていくことを目指していく仕組みのこと。

観光客に地域の資源を伝えることによって、地域住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられる。

●エネルギー起源 CO₂

燃料の燃焼で発生・排出する二酸化炭素のこと。他者から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素を含む。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。

●エネルギーの見える化

電気やガスなどのエネルギー使用量を、数値やグラフなどで可視化すること。目に見えないデータを誰にでも理解できるようにする取組を指す。どの程度利用しているのか、どの時間帯に利用が多いのかなどが簡単に読み取れるため、削減に向けた課題や具体的な対応を考えることができるようになる。

力行**●カーボンニュートラル**

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

●吸収源

大気中に含まれる、二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間蓄積することのできるもの。主に森林や海洋などを指す。森林では樹木などが、海洋では海草や海藻が群生する藻場や湿地などの海洋生態系が、それぞれ温室効果ガスを吸収している。

●クーリングシェルター

危険な暑さから一時的に避難する目的で、市町村が指定した施設のこと。正式名称は「指定暑熱避難施設」。2024(令和6)年4月に施行された「改正気候変動適応法」により、適切な冷房設備があることを条件に、公民館や図書館などの公共施設のほか、ショッピングセンターなどの民間施設が指定される。施設の受け入れ可能な日時などは事前に公表され、原則として熱中症特別警戒アラートの発表中に一般開放される。

●クレジット化

温室効果ガスの削減量・吸収量に「排出権(クレジット)」としての価値を与え、取引できるようにすること。クレジットの売買によって、売却側が収益を得ることはもちろん、購入側はどうしても温室効果ガスの削減ができない部分を補うことができる。これにより、二酸化炭素排出量の削減が難しい業種であっても、排出削減に貢献できるようになる。

国内で発行されているクレジットには、省エネ設備や森林管理による「J-クレジット」、海洋資源の二酸化炭素吸収量(ブルーカーボン)による「J ブルークレジット」などがある。「J-クレジット」は国、「J ブルークレジット」は民間の機関であるジャパンプルーエコノミー技術研究組合(JBE)により、それぞれ認証・発行が行われている。

サ行

●再生可能エネルギー由来の電力

再生可能エネルギーを利用した、発電時の二酸化炭素排出量が実質ゼロの電力のこと。太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなどによる発電が挙げられる。「再エネ電力」とも呼ばれる。様々な小売り電力事業者が再生可能エネルギー由来の電力契約プランを用意しており、利用者はそれを購入・利用することで、二酸化炭素の排出削減に貢献できる。

●材積量

木材の体積のこと。測定の対象に応じて幹材積、枝条材積などに区分できるが、普通に材積というときには幹の材積を指す。また、森林バイオマスは、これらの「材積量」に、「密度」を掛け合わせて求められる生物体量(乾重量)をいう。

●次世代自動車

ガソリン車などに比べて、燃料消費量や地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量が少ない環境に優しい車のこと。

燃料に水素を使用する燃料電池自動車やEV、プラグインハイブリッド自動車などがあげられる。

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

正式名称を「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」という。2030 年までに目指す世界の姿や、それを実現するためにクリアすべき課題などが示されている文書のことで、2015 年 9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」内で、全会一致によって採択された。

この文書の中で、持続可能な世界を実現するために達成すべき目標として、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられ、それが SDGs(Sustainable Development Goals)である。

●シビックプライド

地域に対する住民の愛着や誇り、地域社会に貢献する意識のこと。一般的には「都市に対する市民の誇り」と定義され、自分の住む地域や好きな地域をよりよい場所にするために、「自分から関わってこう、行動しよう」とする意志を指す。「地元愛」や「郷土愛」と類似しているが、対象範囲を「生まれ育った故郷」のみに限定しない点や、地域への愛情だけでなく「地域に貢献しようとする心」を含む点が異なっている。

シビックプライドは定住率と関連性が強いと言われており、シビックプライドが高まることで、地域活性化や人口流出の抑制が期待されている。

●省エネルギー診断

エネルギー管理士や技術士等のエネルギーの専門家が、診断希望のあった工場・事務所・テナントビル・店舗・病院・福祉施設・学校・ホテルなどを個別に訪問して、エネルギーの無駄遣いや設備の老朽化状況を調査し、省エネのためのポイントを報告書等で施設オーナーに報告すること。

この診断を基にした改修を行うことで、助成を付与する自治体もあり、地域のエネルギーの効率的な利用を促す目的がある。

●ゼロカーボン・ドライブ

再生可能エネルギーで発電した電力と、次世代自動車を活用した、走行時の二酸化炭素排出量がゼロになる運転のこと。環境省が主体として進めている取組。

従来の自動車から次世代自動車への転換を促進し、自動車の利便性を損なわずに二酸化炭素排出量をゼロにすることを目的としている。また、次世代自動車は走行時の二酸化炭素排出量だけでなく、ガソリン車と比べて、製造から廃棄にかけての環境負荷低減につながるというメリットがある。

●ソーラーシェアリング

営農型太陽光発電のことで、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組・技術を指す。作物の販売収入に加え、売電収入や発電電力の自家消費により、農業生産者の収入拡大による農業経営の規模拡大や6次産業化の推進が期待されている。

タ行

●太陽熱

再生可能エネルギーのひとつ。太陽から得られるエネルギーは2種類あり、太陽光(電気)と太陽熱(熱)に分けられる。太陽から地球に届く熱エネルギーを集熱器(パネル)で集め、給湯や部屋の暖房に活用する。太陽光発電と比較してエネルギーの変換効率が高く、お湯をつくる場合には特に無駄なく利用できる。

●脱炭素ライフスタイル

長期的な二酸化炭素排出量の削減を目的に、食事・住居・移動などの生活に関わる面を中心に、より環境負荷の低い形へと再構築したライフスタイルのこと。食料供給に伴う温室効果ガス排出や冷暖房によるエネルギー消費など、日常生活から削減に取り組むための行動を指す。具体例として、食品ロスの削減や住宅の断熱化、公共交通機関の活用やテレワークの利用などが挙げられる。二酸化炭素排出量の削減と、経済的で快適な生活を両立するために、危機意識や関心を持ち、身近なことから取り組むことが求められている。

●地中熱

地表から200mほど地下の比較的低温の熱のこと。一般的な地熱が火山活動による地球内部の熱を指すのに対し、地中熱は太陽光により発生する低温の熱のことをいう。地下10mを超えると地中の温度は季節を通して安定しており、夏は外気温より温度が低く、冬は外気温より温度が高いという特徴を持っている。

ハ行

●パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において採択された、地球温暖化対策に関する2020(令和2)年以降の新たな国際枠組み。2016(平成28)年発効。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げて実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

●非エネルギー起源 CO₂

化石燃料の燃焼に伴い排出されるエネルギー起源の二酸化炭素排出以外の、石灰石を原材料として使用する工業プロセスやプラスチックや廃油といった廃棄物の焼却等から発生するCO₂を排出すること。

●ビーチクリーン

海岸や砂浜の清掃活動のこと。世界的な運動としては、アメリカの国際環境 NGO「オーシャン・コンサーバンシー(Ocean Conservancy)」が、1986(昭和 61)年に実施したごみの調査活動「国際海岸クリーンアップ(International Coastal Cleanup:ICC)」が始まりとされている。

清掃によって海岸の景観・生態系が守られるとともに、清掃活動を通して、流れ着く海洋ごみについて考える場となっている。活動は、行政が主体となって参加者を募るほか、企業や NPO 法人などが地域貢献活動として取り組んでいる。

●ブルーカーボン

海洋生物の作用によって、大気中から海中へ吸収された二酸化炭素由来の炭素のこと。

マ行

●木質バイオマス発電

間伐材や建築廃材、木質ペレットなどの木材資源(木質バイオマス)を燃料にした発電方法のこと。木質バイオマスを燃やしてタービンを回すことで発電を行う。木材が樹木だった頃に二酸化炭素を吸収・固定しているため、燃やして生じた二酸化炭素を他の樹木がまた吸収することで、大気中の二酸化炭素の総量は実質的に増えない(=カーボンニュートラル)とみなされる。



七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

2026(令和8)~2035(令和17)年度

〒985-8577

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
TEL 022-357-7445 町民生活課環境生活係